

2026年度
学生便覧(春日キャンパス)

国立大学法人筑波技術大学

令和8年度 筑波技術大学学年暦カレンダー

第 1 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
4				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	△23	△24	25
	26	27	28	○29	30		
5						1	2
	○3	○4	○5	○6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
6		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
7				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	○20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
8							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	○11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
9			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	○21	○22	○23	24	25	26
	27	28	29	30			
計		15	15	15	15	15	

- 1 入学式4月3日 学位記授与式3月19日
- 2 新入生オリエンテーション等(4月6・7日)
- 3 授業休業
- 4 補講日
- 5 振替授業
- 6 期末試験
- 7 フィードバック期間

第 2 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
10			9/29	9/30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	○12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11	1	2	○3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	○23	24	25	26	27	28
	29	30					
12			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
1						○1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	○11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
2							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
3							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
計		15	15	15	15	15	

※10月14日(水)は月曜授業を実施

※11月20日(金)は学校推薦型選抜・社会人選抜実施に伴う臨時休業
 ※11月26日(木)は月曜授業を実施

※1月12日(火)は補講日

- 下記祝日については通常授業を実施する。
4月29日(水)(昭和の日)
- 学期を次のとおりに分ける。
第1学期 4月1日(水)から9月28日(月)
第2学期 9月29日(火)から3月31日(水)

- 8 ○ 祝日等
- 9 △ 学生の定期健康診断のため、臨時休業
(△天久保地区、△春日地区)※各1日実施予定

令和8年度 筑波技術大学学年暦

第1学期(4月1日～9月28日)

学年開始	4月 1日(水)
春季休業	4月 1日(水)～4月 2日(木)
入学式	4月 3日(金)
新入生オリエンテーション等	4月 6日(月)～4月 7日(火)
第1学期授業開始	4月 8日(水)
学生定期健康診断	4月 23日(木) 天久保キャンパス 4月 24日(金) 春日キャンパス
第1学期授業終了	7月 30日(木)
第1学期期末試験	7月 31日(金)～8月 6日(木)
フィードバック期間	8月 7日(金)
夏季休業	8月 8日(土)～9月 28日(月)

第2学期(9月29日～3月31日)

第2学期授業開始	9月 29日(火)
開学記念日	10月 1日(木)
冬季休業	12月 26日(土)～1月 11日(月)
第2学期授業終了	2月 2日(火)
第2学期期末試験	2月 3日(水)～2月 9日(火)
フィードバック期間	2月 10日(水)
春季休業	2月 11日(木)～3月 31日(水)
学位記授与式	3月 19日(金)
学年終了	3月 31日(水)

(備考)

- 1 学生の定期健康診断実施日は、臨時休業とする。
- 2 4月29日(水)昭和の日は祝日だが、通常授業を実施する。
- 3 5月7日(木)は臨時休業とする。
- 4 7月22日(水)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。
- 5 7月30日(木)は振替授業日とし、春日は金曜日授業、天久保は木曜日授業を実施する。
- 6 10月14日(水)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。
- 7 11月20日(金)は学校推薦型選抜・社会人選抜実施に伴う臨時休業とする。
- 8 11月26日(木)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。

令和8年度 筑波技術大学大学院学年暦カレンダー

第 1 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
4				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	△23	△24	25
	26	27	28	○29	30		
5						1	2
	○3	○4	○5	○6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
6		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	■26	27
	28	29	30				
7				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	○20	21	■22	23	24	25
	26	27	28	29	■30	■31	
8							1
	2	■3	■4	■5	■6	■7	8
	9	■10	○11	■12	■13	■14	15
	16	■17	■18	■19	■20	■21	22
	23	■24	■25	■26	■27	■28	29
	30	■31					
9			1	2	3	4	5
	6	■7	■8	■9	■10	■11	12
	13	■14	■15	■16	■17	■18	19
	20	○21	○22	○23	■24	■25	26
	27	■28	■29	■30			
計		15	15	15	15	15	

第 2 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
10			9/29	9/30	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	○12	13	■14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11	1	2	○3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	■20	21
	22	○23	24	25	■26	27	28
	29	30					
12			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	■28	■29	■30	■31		
1						○1	2
	3	■4	■5	■6	■7	■8	9
	10	○11	■12	13	14	□15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
2		1	2	■3	■4	■5	6
	7	■8	■9	■10	○11	■12	13
	14	■15	■16	■17	■18	■19	20
	21	■22	○23	■24	■25	■26	27
	28						
3		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	■15	■16	■17	■18	■19	20
	○21	○22	■23	■24	■25	■26	27
	28	■29	■30	■31			
計		15	15	15	15	15	

※4月29日(水)は祝日(昭和の日)だが授業実施

※5月7日(木)は休業

※6月26日(金)は補講日

※7月22日(水)は月曜授業を実施
 ※7月30日(木)は春日:金曜授業を実施
 天久保:木曜授業を実施

※10月14日(水)は月曜授業を実施

※11月20日(金)は学校推薦型選抜・社会人選抜実施に伴う臨時休業
 ※11月26日(木)は月曜授業を実施

※1月12日(火)は補講日

- 1 ■ 入学式4月3日 学位記授与式3月19日
- 2 ■ 新入生オリエンテーション等(4月6・7日)
- 3 ■ 授業休業
- 4 ■ 補講日
- 5 ■ 振替授業
- 6 ■ 期末試験
- 7 □ 修士論文の提出日は、原則として1月の第3週の金曜日とする。

■ 下記祝日については通常授業を実施する。
 4月29日(水)(昭和の日)

■ 学期を次のとおりに分ける。
 第1学期 4月1日(水)から9月28日(月)
 第2学期 9月29日(火)から3月31日(水)

- 8 ○ 祝日等
- 9 △ 学生の定期健康診断のため、臨時休業
 (△天久保地区, △春日地区)※各1日実施予定

令和8年度 筑波技術大学大学院学年暦

第1学期(4月1日～9月28日)

学年開始	4月 1日(水)
春季休業	4月 1日(水)～4月 2日(木)
入学式	4月 3日(金)
新入生オリエンテーション等	4月 6日(月)～4月 7日(火)
第1学期授業開始	4月 8日(水)
学生定期健康診断	4月 23日(木) 天久保キャンパス 4月 24日(金) 春日キャンパス
補講日	6月 26日(金)
第1学期授業終了	7月 30日(木)
第1学期期末試験	7月 31日(金)～8月 6日(木)
夏季休業	8月 7日(金)～9月 28日(月)

第2学期(9月29日～3月31日)

第2学期授業開始	9月 29日(火)
開学記念日	10月 1日(木)
冬季休業	12月 26日(土)～1月 11日(月)
補講日	1月 12日(火)
第2学期授業終了	2月 2日(火)
第2学期期末試験	2月 3日(水)～2月 9日(火)
春季休業	2月 10日(水)～3月 31日(水)
学位記授与式	3月 19日(金)
学年終了	3月 31日(水)

(備考)

- 1 学生の定期健康診断実施日は、臨時休業とする。
- 2 4月29日(水)昭和の日は祝日だが、通常授業を実施する。
- 3 5月7日(木)は臨時休業とする。
- 4 7月22日(水)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。
- 5 7月30日(木)は振替授業日とし、春日は金曜日授業、天久保は木曜日授業を実施する。
- 6 10月14日(水)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。
- 7 11月20日(金)は学校推薦型選抜・社会人選抜実施に伴う臨時休業とする。
- 8 11月26日(木)は振替授業日とし、月曜日授業を実施する。

保健科学部のポリシー

○ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

保健科学部では、視覚障害者の高等教育機関として、保健医療分野や情報技術分野で社会的に活躍できる専門職業人を育成することを目的とし、本学における教育により以下の能力を身に付けた者に学位を授与します。

[修得すべき学修目標]

1. 幅広い教養および各専門分野の専門知識と専門技術に加え、それらを応用する能力や論理的思考に基づく問題解決能力
2. 論理的思考力と自己表現力に基づく対人コミュニケーション能力を備え、情報化、国際化の発展にも柔軟に対応できる能力
3. 自らの成果を的確に伝える発信力

○カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

保健科学部では、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)において示した知識と技術を学修するため、以下の方針に沿って教育課程を編成します。また、障害に配慮した教育方法・教育環境により、学生一人ひとりが必要な能力を身に付けるよう教育課程を編成・実施します。

[教育内容]

1. 教養教育系科目では、「総合教養教育科目」、「言語・情報教育科目」、「障害関係教育科目」、「健康・スポーツ教育科目」、「主題別教育科目」を配置します。教養教育系科目の教育においては、学生の多様な知識とものの見方・考え方の涵養と健康づくりを支援するとともに、「生きる力・考える力」の育成をテーマとして、学生が自身の障害と向き合うに必要な広い視野と教養を身に付けさせる教育課程を編成します。
2. 専門教育系科目では、社会で自立できる高度な専門知識と技術を身につけることを目標に、学科・コースに対応した保健医療分野の「鍼灸学」、「理学療法

学」,「保健学」,情報技術分野として「情報システム学・経営情報学」の「専門基礎教育科目」および「専門教育科目」を配置します。学科・コース毎の専門性の高い講義内容の理解を深めるための講義と演習,実習を組み合わせた科目構成により,課題を適切に発見し,問題を解決する力を養います。さらに,プレゼンテーション技法など基礎的な表現手段について実践的に学び,研究成果等を効果的に伝えるための手法を身につけ,4年次の特別研究等を通じて自らの研究を伝える発信力を養います。

3. 教員免許取得を希望する学生のために教職課程を設置し,「教育の基礎的理解に関する科目等」,「教科及び教科の指導法に関する科目」,「大学が独自に設定する科目」,「その他の科目」を配置します。教職課程では,①学修の系統性を重視した教育課程の編成,②模擬授業,実習および教育的体験を重視し,これに応じた教育課程の実践,③教育関連法令や学校組織,地域社会における協同に関する学修を促進する教育課程の構築,などの観点を踏まえ,教育課程を編成します。
4. 初年次から卒業年次までを見通した系統的な専門教育科目及び臨床実習,インターンシップ系科目を開設します。
5. グローバルな視点の育成のため,国際交流短期留学制度を活用した「異文化コミュニケーション」およびその関連プログラムを実施します。

[教育方法の工夫]

1. 学生一人ひとりが必要な能力を身に付けられるよう,個々の障害に配慮した教育環境を整備するとともに,視覚障害に配慮した情報保障を提供します。
2. 障害学生のための教育方法の開発,学修教材の開発,教育システムの整備を進め,自主学修,能動的学修を推進します。
3. 少人数教育の利点を生かしたアクティブラーニングを実践できるように授業の工夫を行います。
4. 1年次よりポートフォリオを活用し,自主学修ができる力,キャリア発達のためのサポートを実施します。

[学修成果の評価]

学修成果の評価としては、授業科目ごとに定めたシラバスにおいて授業内容と方法、達成目標と評価方法を明確に提示するとともに、到達目標の達成度に基づいて厳格に行います。

○アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

保健科学部は保健・医療系と工学系の専門分野を持つ学部であり、次のような人を求めています。

1. 大学での学修に必要な基礎学力を有していると共に新しい分野に挑戦する意欲を持っている人
2. 鍼灸学、理学療法学、健康スポーツ学、情報システム学・経営情報学に興味を持ち、積極的に学修に取り組む意欲を持っている人
3. 保健医療技術者・従事者または情報システム関連の技術者・従事者になりたいという目的意識を持っている人
4. 将来に対する目標を持ち、共生社会の構築に参画貢献しようとする意志を持っている人

[入学者選抜方針]

保健科学部では、以下の入試による複数の受験機会を提供します。

- ・一般選抜
- ・学校推薦型選抜
- ・社会人選抜
- ・総合型選抜

保健科学部の入試では、個別学力検査、大学入試共通テスト、面接、小論文、調査書など、多面的な評価による入学者選抜を実施します。

[入学までに身に付けて欲しいこと]

- ・各分野の学修に必要な高等学校課程の基礎学力
- ・他の人々との関わり合いの中でのコミュニケーション能力

・視覚障害者に対する情報保障に対応できる力(点字, 拡大文字, パソコン・スキルなど)

共生社会創成学部のポリシー

○ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

共生社会創成学部では、教養教育系科目及び専門教育系科目(情報科学・障害社会学)を履修して所定の単位を修得し、幅広く豊かな教養と、専門的知識・能力を身に付けたものに対して「情報保障学」の学位を授与します。

[修得すべき学修目標]

1. 多面的かつ総合的な思考力

異なる価値観の人々や多様な専門分野の人々と連携して職務を遂行するために必要な幅広い教養と、データを分析し意味を見出す論理的な思考力。

2. 情報アクセシビリティに関する知識と課題の分析力

多様な人々が情報を利活用する方法に関する知識に加え、自らの専門性の基盤としてのICTに関する知識と技術。

3. 障害と社会の仕組みに関する知識と課題の分析力

多様なマイノリティと社会の仕組みに関する知識を身に付け、社会の状況と課題を多面的・客観的にとらえる力。

4. 人権に関する知識に基づき共生社会を希い探究する力

人権に関する知識を身に付け、エンパワメントのプロセスを経験した上で、格差解消に向けた方途を論理的に探究し構想する力。

5. 共生社会創成に向けた知識の応用と環境にアプローチする力

多様な人々の中の調整を図り、人と環境に働きかけることで共生社会を創成していくための環境を整備するコーディネート力及び発信力。

これらの能力に対する修得の認定は、以下の内容により評価します。

- ・幅広い教養を身に付け、多様な人々や異なる価値観の存在を理解する能力
- ・情報科学と障害社会学に関する専門知識を活用し、情報アクセシビリティに関する課題を分析する能力

- ・障害の社会モデルと人権に関する理解に基づき、社会の在り方を構想する能力
- ・共生社会の実現に向けた自らの考えを説明し、議論を通して調整する能力

○カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

共生社会創成学部では、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)において示した養成する人材像、ディプロマ・ポリシーを実現するため、教育課程の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを設定します。

[カリキュラム・ポリシー]

1. 教養教育系科目では、「総合教養教育科目」、「語学教育科目」、「健康・スポーツ教育科目」を開設する。学生の多様な知識とものの見方・考え方を涵養し、コミュニケーションの基礎となる言語力の育成、健康づくりを支援するとともに、「生きる力・考える力」の育成をテーマとして、学生が自身の障害の理解に必要な広い視野と教養を身に付ける教育課程を編成する。
2. 専門教育系科目として開設する「情報科学系科目」では、多様な情報群の中から、社会の課題解決に有用な情報を抽出し、分析するための理論と手法や、情報アクセシビリティの基礎的な知識と技能を修得する。さらに、プログラミングや支援技術についての科目を開設し、多様な人々の社会活動を支えるための専門知識や技術を修得する。
3. 専門教育系科目として開設する「障害社会学系科目」では、社会の仕組み、多様な人々と社会との関係やその障壁と解決策、法律や社会制度についての科目を開設する。また、自身を含む多様性の理解と、社会における理解を自ら推進するための科目を開設する。これらの科目を有機的に組みこむことで、課題を適切に発見し、分析する力を養成する。
4. 「障害社会学系科目」の一環として、人権の理解やエンパワメントを促進する科目を開設する。また、「情報科学系科目」「障害社会学系科目」の双方において、視覚障害学生と聴覚障害学生が共同で学修する科目を開設する。

これらの科目を通し、格差解消に向けた探求心と多様な人々が共に活動するための構想力を養う。

5. 系統的な共生社会創成プロジェクト系科目を開設する。科目ごとに与えられたテーマの中で、学生の主体的な学びを促進し、共生社会の創成に必要な実践力を醸成する。また、プレゼンテーション技法など基礎的な表現手段について実践的に学び、研究成果等を効果的に伝えるための手法を身に付け、4年次の特別研究等を通じて自らの研究を伝える発信力を養う。

[学修成果の評価]

学修成果は、各教科のシラバスに記載されている評価方法により厳格に実施します。主にレポートや筆記試験を通して情報保障学に関する専門知識、論理的思考力を評価し、演習や実習を通して専門知識の応用力、技術力を評価します。また、評価方法や教育内容については、授業評価を通して、必要な見なおしを行います。

○アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)

共生社会創成学部では情報アクセシビリティに関する情報科学、人権やマイノリティと社会の関係に関する障害社会学を学ぶ教育課程であり、次のような人を求めています。

1. 大学での学修に必要な基礎学力を有するとともに、情報保障に関する文理融合的な知識を学ぼうとする意欲のある人。
2. 障害者の社会参加や情報アクセシビリティに関連した知識・技術に興味をもち、積極的に学修に取り組む意志を持つ人。
3. 人々と社会の間に存在する様々な障壁を理解し、社会の仕組みや制度の変革に向けて主導する意欲のある人。

[入学者選抜方針]

共生社会創成学部では、一般選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、総合型選抜(視覚障害コースのみ)により行う。

- ・一般選抜(前期日程)

高等学校課程の基礎学力及び社会に対する様々な関心と学習意欲を総合的に評価し、選抜する。

- ・学校推薦型選抜

高等学校における学修状況や課外活動等への取組みとともに、情報科学・障害社会学を学ぶための基礎学力、社会に対する関心や課題解決を提案する意欲等を総合的に評価し、選抜する。

- ・社会人選抜

社会人として得た経験や実績を基盤として、社会課題に取り組む意欲や、情報科学・障害社会学を学ぶための基礎学力等を総合的に評価し、選抜する。

- ・総合型選抜(視覚障害コースのみ)

情報科学・障害社会学の素養を備え、社会課題を感知し率先して解決を図る意欲や、自らの考えを表現できる能力等を総合的に評価し、選抜する。

[入学までに身に付けて欲しいこと]

- ・情報科学、障害社会学の学修に必要な高等学校課程の基礎学力

- ・情報保障に関する知識・技能を学ぼうとする意欲および多様な人々と主体的に関わろうとする態度

在学中に社会自立に向けた準備を！

学長 石原保志

ご入学、おめでとうございます。皆さんは筑波技術大学への志願を「自ら」決断し、それを達成しました。この意思決定と成功体験は、後で振り返ってみて、新たなことに挑戦する際の自信に結びつくでしょう。

さて、本学は障害者のための大学として、皆さん一人ひとりの学修を支援する体制が整備されています。また学生生活や就職においても、他大学とは比較にならないほどのきめ細かい支援を受けることができます。この充実した支援は皆さんが本学を志望する動機になっていたかもしれません。

しかし卒業、修了後はどうでしょう。卒業生、修了生の多くは、社会人、職業人として、一般社会の中に身を置くこととなります。支援されることが当然という意識では、社会で多数を占める障害のない人々と伍して生きていくことは難しいでしょう。待つのではなく、自ら周囲にはたらきかけ、環境を変えていく姿勢と技術が求められるのです。そしてそのためには職業や生活の多様な場面で求められる汎用的能力と社会人としての基本姿勢を備えていることが重要になります。

入学早々に、社会自立のための準備を意識し、在学中に次の三つの能力、姿勢を高めるように努力してください。一つ目は基礎的、専門的な学力を高めること。学生として当たり前のことですが、大学入学前と比較し、それまで以上の努力と研鑽が求められます。二つ目は、多様な人々の考え方や意見を尊重すること。相手の立場を考えるとすることは、自分自身を客観的に捉えることにもつながります。三つ目は意思決定能力。他者からのアドバイス等、様々な情報を得ながらも、決断は自分自身で行うことが、努力や責任意識を持つことの源となります。

以上のことに留意して、自ら学生生活を充実させるよう努力してください。

筑波技術大学における個人情報の取扱いについて

本学は、「個人情報の保護に関する法律」などの法令および本学で定める「国立大学法人筑波技術大学個人情報保護管理規則」などの学内規程などにより、以下のとおり皆さんからいただく大切な情報を責任を持って管理、利用保護に努めています。

本学では、高等教育機関として多くの個人情報を取り扱っており、その重要性に鑑み保護・管理を徹底しています。

出願時・入学時および在学中に収集した学生ならびに保証人の個人情報については、原則として教育・研究上の配慮に基づき学生本人や保証人への成績・履修状況、手続き通知等、下記を主とする目的で使用します。

なお、業務委託などで外部へ情報を提供する際には情報管理条項を設けた契約の下で適切な管理・監督を厳格に行っています。

記

○ 本学における個人情報の内容とその利用目的について

個人情報を収集する際にあらかじめその使用目的を明確にします。個人情報の種類によりその利用目的は異なりますが、学生および保証人に係る個人情報の内容・目的は以下のとおりです。

なお、原則として、法令または学内規程に基づく場合を除き、利用目的以外の目的での個人情報の利用はいたしません。また、法令または学内規程に基づく場合を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供はいたしません。

個人情報の開示、訂正の請求があった場合には、情報を提供していただいた方の本人確認をさせていただいた上で、開示・訂正をいたします。

【主な個人情報】

学生氏名、学籍番号、学年・学科等の所属、性別、生年月日、住所、電話番号、パスワード等の学内認証番号、履修・成績等の情報、保健管理センター

が管理する健康状態の情報, 障害の情報, 保証人等の氏名・住所・電話番号, 家計状況, 授業料等振替口座等の個人を特定できる諸情報

【利用目的】

- ①学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
- ②履修登録、成績管理、授業運営
- ③卒業後の進路に関する情報管理
- ④学生・生徒証、各種証明書の発行
- ⑤授業料等の情報管理、口座情報管理
- ⑥学生生活・課外活動支援
- ⑦就職関係情報の作成、管理
- ⑧学内施設・設備の利用管理、防犯カメラの設置による映像情報管理
- ⑨図書館利用情報管理
- ⑩成績通知書及び履修状況の保証人等への送付
- ⑪保証人等との成績、履修、健康管理等の相談
- ⑫大学の広報誌、催し物案内、筑波技術大学基金依頼関係の案内
- ⑬卒業後の各種案内送付
- ⑭大学内においてアルバイト等の仕事を行う場合の雇用管理、給与等の支払い
- ⑮教育研究および入学試験・学生募集の改善
- ⑯学内諸手続、および学内の各種サービス等における本人確認を目的としたデータの利用

○ 問い合わせ先

筑波技術大学視覚障害系支援課

〒305-8521

茨城県つくば市春日4-12-7

電話 029-858-9503

目 次

I	沿革及び組織	
1	沿革	1
2	組織	3
II	学生生活	
1	はじめに	
(1)	学生組織	5
(2)	学生対応窓口	5
(3)	休学・復学・留学・退学	9
(4)	授業料などの納付	10
(5)	その他の注意事項	11
2	学修	
(1)	教育課程	13
(2)	履修方法	15
(3)	その他	18
3	学生寄宿舎	20
4	経済援助	
(1)	授業料等免除	22
(2)	各種奨学金	22
5	健康管理等	
(1)	保健管理センター	22
(2)	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	23
6	課外活動	
(1)	学生団体	23
(2)	課外施設・用具などの利用	23
7	就職支援	23

8	福利厚生施設等	
(1)	大学会館	24
(2)	視覚障害系図書館	24
9	その他	
(1)	障害者高等教育研究支援センター	25
(2)	附属東西医学統合医療センター	28
10	キャンパスライフQ&A	29
11	[参考] 2025年度学生団体一覧及び 課外活動用具等一覧(春日キャンパス)	37
Ⅲ	施設・環境	
1	春日キャンパスの施設	39
2	教室等配置図	40
3	キャンパスの周辺環境	49
4	キャンパスの位置と交通機関	50
Ⅳ	春日キャンパス避難経路	53
Ⅴ	規則集	55

I 沿革及び組織

1 沿革

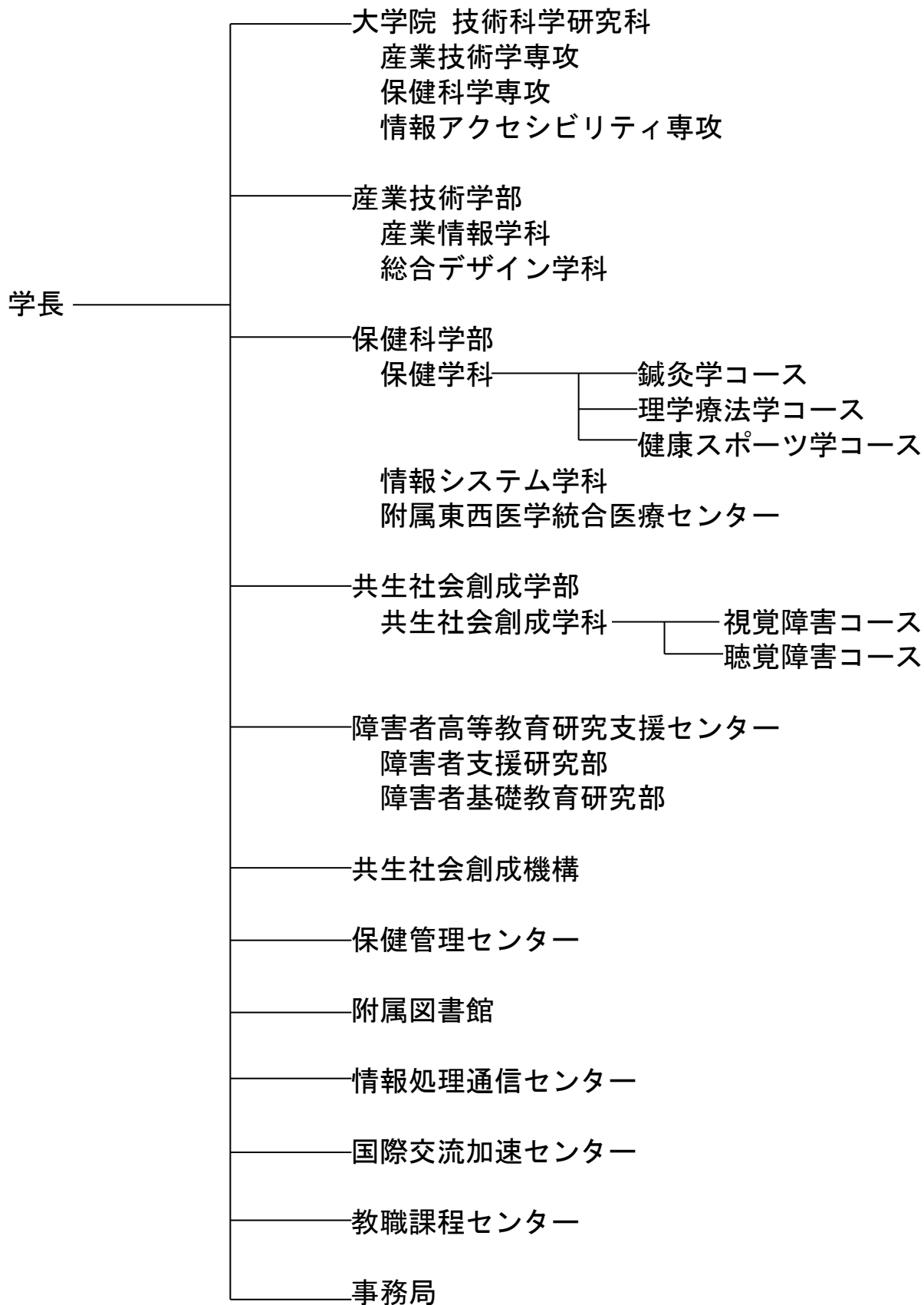
- 昭和51年 6月 聴覚障害者教育団体等により「聴覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
- 昭和52年 5月 視覚障害者教育団体等により「視覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
- 昭和58年 4月 筑波大学に身体障害者高等教育機関創設準備室を設置
- 昭和62年10月 国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和62年法律第5号）により、筑波技術短期大学を設置、初代学長に三浦功就任
- 平成 2年 4月 第1回聴覚障害関係学科入学式を挙
- 平成 3年 4月 第1回視覚障害関係学科入学式を挙
- 平成 5年 3月 第1回聴覚障害関係学科卒業式を挙
- 平成 5年 4月 第2代学長に小畑修一就任
- 平成 6年 3月 第1回視覚障害関係学科卒業式を挙
- 平成11年 4月 第3代学長に西條一止就任
- 平成15年 4月 第4代学長に大沼直紀就任
- 平成16年 4月 国立大学法人筑波技術短期大学に移行
- 平成17年10月 国立大学法人筑波技術大学開学、初代学長に大沼直紀就任
- 平成18年 4月 第1回筑波技術大学入学式を挙
- 平成21年 4月 第2代学長に村上芳則就任
- 平成22年 3月 第1回筑波技術大学卒業式を挙
- 平成22年 4月 大学院技術科学研究科修士課程を設置、第1回大学院入学式を挙
- 平成23年 4月 教職課程を設置
- 平成26年 4月 大学院技術科学研究科修士課程に情報アクセシビリティ専攻を設置

平成27年 4月 第3代学長に大越教夫就任
平成31年 4月 第4代学長に石原保志就任
令和 7年 4月 共生社会創成学部を設置

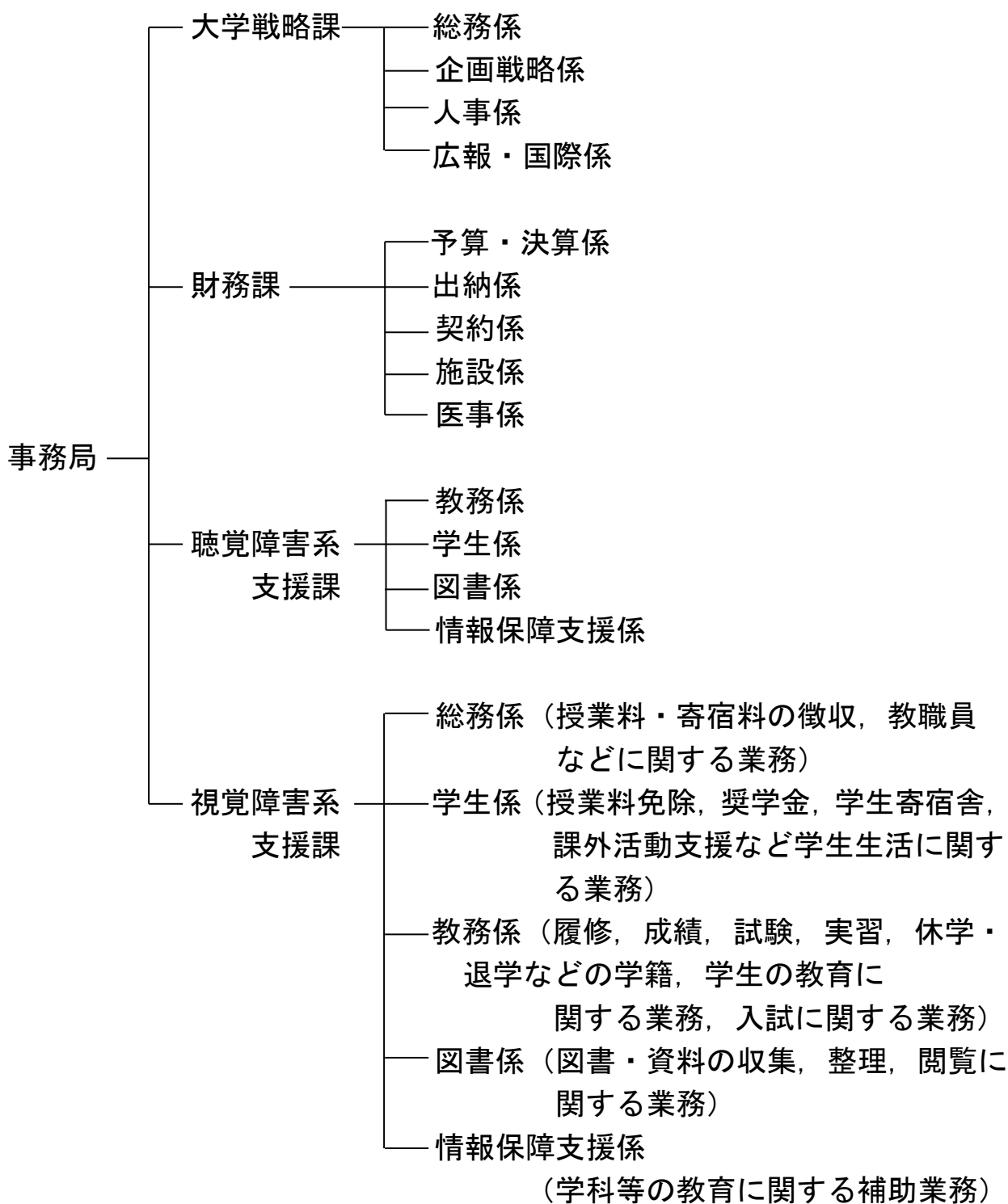
2 組織

本学の組織は、次のように構成されています。

教育研究関係組織図



事務関係組織図



II 学生生活

1 はじめに

ここでは、学生生活を円滑に送れるよう、日常生活の基本的な事柄について説明します。学習あるいは生活をしていくに当たって、様々な疑問や問題が生じたときは、クラス担当教員等をはじめとする教職員に、遠慮なく相談や問い合わせをしてください。

(1) 学生組織

大学の構成員である学生の集団としての活動を行うために、次のような学生の組織を設けています。それぞれの組織には、担当教員又は顧問教員が配置され、学生の相談に応じます。

1) クラス等

- 学部生〔「保健科学部クラスに関する要項」及び「共生社会創成学部クラスに関する要項」参照〕

各学科・コース等ごとに同じ学年に属する学生で構成します。授業も、ほぼこの単位で行われます。クラスの中で代表者正副二人を決めてください。クラス担当教員は、学習に関することのほか、いろいろな相談にのって適切な助言と指導を行います。

- 大学院生

大学院生には、研究指導教員が教育・研究に関することのほか、いろいろな相談にのって適切な助言と指導を行います。

2) 学生会〔「学生会に関する要項」参照〕

大学の公的な学生組織として学生会があります。学生会は、春日キャンパスの学生全体としての意見をまとめたり、他大学との交流などを企画・実行します。会の運営などは、学生の代表委員が当たり、その指導・助言は顧問教員が行います。

(2) 学生対応窓口

学生に関係のある窓口事務は、「担当窓口一覧（春日キャンパス関係）」（P7～8）のとおりです。

窓口事務受付時間は、原則として、次のとおりです。

平日 8：30 ～ 17：00

なお、行事などにより、この窓口事務受付時間を変更又は全面休止することがあります。また、不明なこと、疑問などが生じたときは、視覚障害系支援課の学生係〔校舎棟1階 西事務室（P39, 40配置図参照）〕に問い合わせてください。

学生に係る人権侵害問題等の苦情相談窓口は、学内掲示（下記「2）通知・連絡、掲示板」を参照）により周知しますので、各自確認してください。

1) 学生証

学生は、学生証を常に携帯し、本学関係者の請求があったとき、あるいは、証明書などの発行及び図書館などの利用に際しては、本証を提示してください。また、通学定期乗車券などの購入及び利用の際に、当該交通機関の職員の請求があったときも、本証を提示してください。

なお、詳細については、「学生規程」を参照してください。

2) 通知・連絡、掲示板

大学からの連絡は、メール及び掲示等で行います。メール・掲示板・電子掲示板（Moodle）を頻繁に見るようにしてください。

掲示板は、校舎棟1階ラウンジ（P39, 40配置図参照）にあります。また、学生寄宿舍に関する連絡については、学生寄宿舍共用棟（P39配置図参照）にある掲示板に掲示されます。

3) 諸 届

保証人や住所、緊急連絡先など、入学時に届け出た内容が変わったとき、あるいは、海外へ私事渡航する際などには、速やかに視覚障害系支援課の学生係に届け出てください。〔担当窓口一覧参照〕

4) 各種証明書

各種証明書の交付を受けたい場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、各担当窓口申請してください。〔担当窓口一覧参照〕

なお、証明書の種類によっては、発行までに1週間以上必要な場合がありますので、注意してください。

担当窓口一覧（春日キャンパス関係）

区分	事項	担当窓口	備考
学籍関係・異動（願・届）	誓約書 保証書 学生記録	学生係	入学手続時
	問診票	保健管理センター	
	保証人等変更届 学生記録記載事項変更届 旧姓・通称使用申出書 旧姓・通称使用中止申出書	学生係	変更があったときは、速やかに提出すること
	休学願 復学願 留学願 退学願 復学届	教務係	保証人の署名・押印，学科長・コース長，クラス担当教員（大学院にあっては専攻長・コース長・指導教員）の承認印，授業料確認印 ※様式は本学ホームページでもダウンロード可能
諸証明	学生証 通学証明書 旅客運賃割引証 学生寄宿舍入居証明書	学生係	
	健康診断証明書 抗体証明書 他	保健管理センター	
	成績証明書 卒業見込証明書 卒業証明書 修了見込証明書 修了証明書 在学証明書 他	教務係	

区分	事 項	担 当 窓 口	備 考
課外活動	学生団体設立願 学生団体設立更新願 学生団体事業報告書 学生団体設立願記載事項等変更願 学生団体解散届 学外団体加入願 学生団体学外行事届 学生集会（催）願 文書等掲示・配布願 拡声器使用願 課外施設使用願 学生教育研究災害傷害保険	学生係	
就職	進路希望調査票 進路（内定）届	学生係	
授業料等	授業料免除等申請	学生係	銀行口座振替
	授業料・寄宿料納付	財務課出納係	
	共益費・電気料納付	学生係	
奨学金	日本学生支援機構 その他の奨学金	学生係	
授業関係	履修申請 期末試験 成績等 公欠届・出席停止	教務係	
その他	緊急用連絡先（届）	学生係	入学時や変更時
	海外渡航届		私事渡航時など
	外泊届（学生寄宿舍）		帰省時など
	書留郵便等の受け取り		

注：係名の前に課名がない場合は、すべて視覚障害系支援課となります。

(3) 休学・復学・留学・退学〔担当窓口一覧〕

やむを得ない事情で休学などをする場合の手続は、次のとおりです。
いずれの場合も、クラス担当教員または指導教員に相談してください。

1) 休 学

病気などで2か月以上修学できないときは、休学の手続を取ってください。感染症など他に影響を与えるような病気の場合は、学長が休学を命ずることもあります。

「休学願」の提出期限などは次のとおりです。

(例) (休学する期間)	(提出期限)	(授業料の取扱い)
4月1日～翌年3月31日	原則として前年度の2月末日	前・後期分免除
10月1日～翌年3月31日	原則として8月末日	後期分免除

上記以外の期間で休学する場合、授業料の免除ができないことがあります。1か月以上前、なるべく早い段階でクラス担当教員等に相談してください。

2) 復 学

休学期間の満了に伴い復学するときは、「復学届」の提出が必要です。「復学届」の提出は、原則として復学する1か月前までに行ってください。

「復学届」：休学期間の満了をもって復学する場合

「復学願」：休学期間の途中で復学を希望する場合

3) 留 学

外国の大学、大学院又研究機関に留学を希望する場合は、学長の許可を得る手続を取ってください。

4) 退 学

退学する場合は、学長の許可を得る手続が必要です。

退学日によっては授業料の納付が必要になることがあります。1か月以上前、なるべく早い段階でクラス担当教員等に相談してください。

5) 除 籍

次の場合は、本人の意志にかかわらず、学籍を失うこととなります。

- ・ 在学年限（学部8年，大学院4年）を超えたとき

- ・ 休学期間（学部通算3年，大学院通算2年）を超えて，なお修学できないとき
- ・ 授業料の納付を怠り，督促しても納付しないとき
- ・ 所定の期日までに入学料を納付しないとき
- ・ 死亡したとき，または長期にわたって行方不明となったとき

6) 転 籍

他の学部・学科・コースに移籍を志望する場合は，選考のうえ，学部長の許可を得て，当該学部・学科・コースの相当年次に移籍を許可されることがあります。

実施については，例年10月に掲示で周知します。〔「転籍取扱要項」を参照〕

(4) 授業料などの納付

1) 授業料などの額について

[授業料] 年間 535,800円

(前期分 267,900円 後期分 267,900円)

[学生寄宿舍寄宿料] 春日A・B・C棟 月額 5,000円

(4月～9月分 30,000円)
(10月～3月分 30,000円)

春日D棟 月額 6,500円

(4月～9月分 39,000円)
(10月～3月分 39,000円)

[学生寄宿舍共益費] 春日A・B・C棟 月額 16,000円

(4月～9月分 96,000円)
(10月～3月分 96,000円)

春日D棟 月額 18,000円

(4月～9月分 108,000円)
(10月～3月分 108,000円)

[学生寄宿舍居室電気料金] 実費額（個人により異なります。）

在学中に授業料などの改定が行われた場合は、改定時より新たな納付金額が適用されます。

2) 納付方法

授業料、学生寄宿舍入居者の寄宿料、共益費、居室電気料金の納付については、預金口座振替制度を採用しております。各費用は、6か月ごとに(4～9月分・10～3月分)納付いただきます。口座振替予定日は、毎年4月上旬及び10月上旬に学内掲示やメールにて通知しますので、必ず確認してください。なお、口座振替できない場合は、振込手数料を負担の上、本学指定の銀行口座へ振込んでいただくこととなります。

3) 預金口座の変更

預金口座を変更する場合は、「預金口座振替依頼書」を視覚障害系支援課学生係に提出してください。手続きに2か月程度要しますので、なるべく早く提出してください。

(5) その他の注意事項

1) 防火管理について

学内において、火気の取り扱いは、原則として禁止されています。また、春日キャンパス内は全面禁煙です。火災防止のため、防火管理に協力してください。

2) 飲酒について

行事やコンパなど飲酒の機会が出てきますが、飲酒は満20歳を過ぎてからはもちろんのこと、法の定めということだけでなく、成長段階の心身にとってマイナス要素しかないアルコールから身体を守るため、「イッキ飲み」等の危険な飲酒は絶対にしないよう、また、無理に他人に勧めたり、先輩の勧めだからといって安易に飲まないようにしてください。

3) 悪質商法について

学生を狙った悪質商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学

生の社会的経験の少なさなどに付け込み、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。その他にも巧妙な新しい手口も出てきていますので、くれぐれも注意してください。

4) カルト集団, 過激活動集団等について

信教, 思想の自由は憲法で保障されていますが, そのことを逆手に取り, 世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト集団や過激活動集団も存在します。巧妙な手口で皆さんに近づき, 本人が気づかないうちにマインドコントロールしてしまうため, 注意が必要です。

5) 海外旅行の渡航先の安全について

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会も出てきますが, 特定の国・地域によっては, 治安の悪化等により, 渡航の自粛や, 特別の注意が必要な場合があります。海外旅行に行く前に外務省の発出する各国の危険情報(海外安全ホームページ)等を参照し, 旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。また, 事前に「海外渡航届」を, 視覚障害系支援課の学生係に届け出てください。

6) 違法薬物等について

いくつかの大学で学生の大麻乱用, 売買事件が相次いで報道されています。大麻を含む違法薬物は, 個人の健康を著しく傷つけ, 依存性があるため, そこから抜け出すのは大変困難です。

なかには, いい匂いのするタバコと言われ, 大麻と知らずに手を出してしまうこともありますので, 十分注意してください。

2 学 修

ここでは、本学学部の教育の仕組みを説明します。

大学院については、大学院の「開設授業科目一覧」を参照してください。

学生は、学修を始める前に、この項を熟読すると共に、「開設授業科目一覧」「シラバスweb版」（本学ホームページに掲載）も参照してください。

なお、各学科・コースには、クラス担当教員、クラス副担当教員、アカデミック・アドバイザー教員（以下、「クラス担当教員等」という。）が配置されていますので、わからないことがある場合はクラス担当教員等に問い合わせてください。

また、手順のうえで不明な点があれば、視覚障害系支援課の教務係〔校舎棟1階 西事務室〕に問い合わせてください。

（1）教育課程

本学の教育課程は、保健科学部及び共生社会創成学部の教育理念のもと、各学科・コースの教育目標に沿って編成されています。

それぞれの学科・コースの授業科目や単位、授業を行う年次及び卒業・進級に必要な単位数については、「履修規程」及び「保健科学部履修細則」、「共生社会創成学部履修細則」に示されていますので、よく読んでおいてください。

1) 開設授業科目

- a 開設される授業科目は、一人又は複数の教員が担当します。
- b 授業科目は、原則として時間割表に従い毎週決まった曜時限に開講されます。

授業科目によっては、夏季休業期間中などの一定期間に数日間続けて授業が行われるもの（集中講義）もあります。集中講義の実施日程等の詳細については授業担当教員による指示または掲示で連絡します。

- c 授業科目の単位数は、講義、演習、実習などの授業の方法と授業時間数によって異なります。（次ページ「3）単位数の基準」を参照）

授業の概要などは、「開設授業科目一覧」,「授業計画書(シラバス)」(本学ホームページに掲載)を参照してください。

2) 授業期間と授業時間

- a 授業期間は、毎年度、学年暦で定められます。学年は4月から始まり3月に終わり、年間を2つの学期に分けています。授業期間は、原則として、学期ごとに15週の授業期間に加え、試験期間及びフィードバック期間があり、計16～17週となります。
- b 授業時間は90分の授業を(120分間の授業とみなし)1時限として定めています。

1日の授業時間は次のとおりです。

1時限目 (8 : 50 ~ 10 : 20)

2時限目 (10 : 30 ~ 12 : 00)

3時限目 (13 : 00 ~ 14 : 30)

4時限目 (14 : 40 ~ 16 : 10)

5時限目 (16 : 20 ~ 17 : 50)

6時限目 (18 : 00 ~ 19 : 30) 教職課程のみ

3) 単位数の基準

授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位となっています。また、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位となっています。

4) 履修年次

各開設授業科目については、履修年次が定められています。定められた年次に、所定の科目を履修してください。定められた年次に履修し単位を修得しないと、学科・コースによっては進級判定の結果、進級できなくなることがありますので注意してください。

5) 必修科目と選択科目

授業科目には、必修・選択必修・選択の別が示されています。必修科目は学科・コースにおける学修のために必ず履修しなければならない科目、選択必修科目は一定の科目群の中から選択して履修する科目で構成されています。また、選択科目は学生個々の関心や目的達成のため、学生自らが計画し自由に選択して履修する科目です。

(2) 履修方法

1) 履修申請

a 授業科目の履修に当たっては、毎年度の初めに、オンラインシステムを利用して履修する科目をすべて申請しなければなりません。履修計画を決めるときは、クラス担当教員等のガイダンスを受け、所属する学科長又はコース長の履修指導を経て、定められた期日までにシステムから申請してください。

履修申請日時等については「開設授業科目一覧」の「履修申請の手続等について」を参照してください。

b 他の学部・学科・コースの授業科目を履修する場合は、受講人数制限や履修条件があります。クラス担当教員等を通して、あらかじめ授業担当教員の承認を得ておかなければなりません。

c 既に単位を修得している授業科目を再履修する場合は、あらかじめクラス担当教員及び当該授業担当教員の了承を得てください。

なお、再履修により修得した単位数は、卒業要件の単位には算入できません。

2) 履修科目登録単位数の上限

卒業の要件として当該年度に履修科目として申請することができる単位数は、50単位を上限としています。

なお、学科長又はコース長が「前年度に卒業の要件となる単位を優れた成績をもって修得したものと認める学生」については、所定の申請書により願い出て、次年度に上限（50単位）を超えた履修科目を登録することができます。〔申請書は視覚障害系支援課の教務係〕

3) 授業

- a 授業は、原則として同じ年次の学科・コース単位（「クラス」という。）で行われますが、場合によっては2クラス以上の合同授業、または、少人数教育としてクラスを分割して実施することもあります。
- b 授業担当教員は、履修申請に基づく受講者名簿によって、授業時間ごとに受講者の出席を確認します。

4) 休講

大学行事又は授業担当教員の止むを得ない事由によって授業を行えない場合は休講とし、掲示で連絡します。

5) 補講

授業が休講となった場合又はその他の事由で、授業時間とは別に日時を定めて補講を行うことがあります。日時、教室等は掲示で連絡します。

6) 公欠及び出席停止と授業の欠席

公欠により授業を欠席する場合は「公欠届」と必要な書類を、感染症の罹患等により授業を欠席する場合は「感染症届出書」と必要な書類を視覚障害系支援課の教務係に提出してください。（公欠が認められるものについては「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び公欠に関する要項」を、出席停止の期間等については「出席停止（学校保健安全法に基づく）要項」を参照）

申請をすることで、公欠または出席停止の適用を受けることができます。

公欠または出席停止の適用を受けた授業は欠席として扱われず、授業担当教員により当該授業に相当する学修の補充が行われます。

公欠または出席停止とならない事由により授業を欠席する（もしくは欠席した）場合には、授業担当教員へメール等で連絡するようにしてください。

7) 期末試験

- a 学期ごとに期間を定めて試験を行います。この期間中は、原則と

して平常の授業は行いません。（「学年暦」参照）

- b 試験は、授業担当教員が指定した筆記試験、口頭試験、実技試験、レポートなどの方法により行われます。
- c 試験を止むを得ない理由で受けられない場合は、追試験を受けることができます。

試験の詳細については、「試験実施要項」を参照してください。

- d 試験の結果は、「9）成績評価基準」によって評価して、受講者に通知します。

8) フィードバック期間

当該学期の授業を振り返り、今後の学修に役立てるため、学期ごとにフィードバック期間を設けています。フィードバック期間については、「学年暦」を参照してください。

9) 成績評価基準

評価記号 A+（100点～90点）

A（89～80点）

B（79点～70点）

C（69点～60点）

D（59点以下）

10) 単位認定と総合評価

- a 1学期間で終了する授業科目については、その学期末の試験結果によって成績を評価し、評価記号がA+、A、B又はCであるときは、単位が与えられます。評価記号D（不合格）には単位が与えられません。
- b 通年で行われる授業科目については、1学期末の試験結果により成績の仮評価を行い、学年末に1、2学期の仮評価の成績をあわせて総合評価を行います。総合評価記号がA+、A、B又はCであるときは、所定の単位が与えられます。総合評価記号D（不合格）には単位が与えられません。各授業科目の所定の単位を学期ごとに分割して与えることはできません。
- c 学修及び成果を示す指標として、履修科目の成績の数値平均「グ

レドポイントアベレージ（GPA）」を算出します。GPAの詳細については「筑波技術大学におけるGPA制度取扱要項」を参照してください。

1 1) 卒業認定

本学所定の修業年限4年以上在学し、卒業に必要な履修科目及び単位を修得した場合は卒業が認定されます。

(3) その他

次に示すことは、特別な場合の履修方法です。該当する学生は注意してください。

1) 入学前の既修得単位等の取扱いについて

本学に入学する前に、他の大学、短期大学などにおいて履修し修得した単位等については、教育上有益と認められる場合、本人の申請に基づき、在学中に他大学等で修得した単位等の認定単位と合わせて編入学の場合を除き60単位（入学前に本学の科目等履修生として修得した単位を除く。）を限度として本学で履修し修得したものとして認定する制度があります。詳細は、学則第34条及び「学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を参照してください。

なお、該当者は、入学後速やかにクラス担当教員等に相談の上、視覚障害系支援課の教務係に申し出てください。

2) 在学中に他大学等で履修した単位等の認定

教育上有益と認められる場合は、他の大学又は短期大学などとの協議の上、当該大学などの授業科目を履修することができます。また、外国の大学などへ留学することもできます。これらにおいて履修し修得した単位等を本人の申請に基づき、本学入学前の他大学等における既修得単位等の認定単位と合わせて編入学の場合を除き60単位を限度として、本学で履修し修得したものとして認定する制度があります。詳細は、学則第29条及び「学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を参照し

てください。

なお、該当者は、クラス担当教員等に相談のうえ、視覚障害系支援課の教務係に申し出てください。

3) 資格取得

学科・コースによっては、所定の授業科目の単位を修得し、本学を卒業した者は、国家試験などの受験資格を取得することができます。

〔「履修規程」第8条を参照〕

3 学生寄宿舍（P 3 9 配置図参照）

春日キャンパスには、学生寄宿舍（以下、「寄宿舍」という。）があります。寄宿舍は学生に良好な勉学環境を提供し、自律的な生活を体験させることを目的に設けられたもので、社会自立のための教育訓練の場でもあります。

寄宿舍での生活は、教職員の最低限の指導のもとに、自主的に寄宿舍を運営するよう期待されます。「学生寄宿舍規程」及び「学生寄宿舍（春日キャンパス）の入居要綱」を参照し、共同生活を有意義なものにしてください。

（1）ユニット，ユニット長

本学の寄宿舍は、個室タイプの居室のほか、4人又は6人で共用の補食コーナー、洗面・洗濯室・トイレなどを持つ構造で各ユニットを構成します。このユニットに住む学生はそれぞれユニット長を選出し、このユニット長を中心に共同責任においてユニットでの生活上必要な連絡などを行います。本学の寄宿舍は、ユニットが集まった棟を構成するような構造になっています。

（2）棟長，寮長

各棟のユニット長の中から棟長を選びます。棟長は棟長会議を構成し、さらに棟長の中から寮長を選び、寮長は棟長会議の議長を務めます。棟長会議は、寄宿舍全体の問題を討議して、寄宿舍の自治的な運営を図ります。

（3）寄宿料，共益費

次のとおり、寄宿料、共益費の各6か月分が予め届け出ていただいた預金口座から引き落とされます。各居室の電気料金は、使用量に応じて6か月分ごとに算出し、預金口座から引き落とされます。

共益費は入居学生が共通に使う経費（共用スペースの光熱水料費、清掃費、浴室等の燃料費、浴室用品賃借料、共用家電の修理・購入など）に使われます。

○A～C棟入居者

寄宿料（5,000円／月）共益費（16,000円／月）

○D棟入居者

寄宿料（6,500円／月）共益費（18,000円／月）

（4）ネットワーク

寄宿舎の各居室には、情報コンセントが設置されており、インターネットに接続することができます。また、寄宿舎内において、学内ネットワーク（無線）を利用できます。

（5）浴室、シャワー

男子浴室は、寄宿舎の共用棟にあります。ガスボイラーによる給湯の「共同浴場」になっています。また、ガス湯沸し器による「個室シャワー」が4室あります。

D棟（女子専用棟）には、ユニットごとに浴室とシャワー室が設置されています。

（6）共用棟の談話コーナー

共用棟の談話コーナーには、大型テレビ、自動販売機（飲み物）などが設置されています。

（7）休日と夜間の体制

休日と夜間（17時～翌日8時30分）は、寄宿舎の安全管理などのため、本学が外部委託した管理業務者が寄宿舎共用棟事務室に勤務しています。

（8）寄宿舎の運営

寄宿舎の運営は、学生が自主的に行うと言っても、寄宿舎の法的な管理責任は大学にあります。安全管理のため、担当の教職員が適宜、寄宿舎の各居室を見回ることがあります。また、定期的に避難訓練などを行いますので協力してください。

（9）盲導犬舎

寄宿舎の共用棟別棟に盲導犬使用者のために、盲導犬用の洗浄室などを完備した盲導犬舎があります。

（10）次年度以降の入居

次年度以降の入居については、例年1月中旬頃までを期限として入居更新（継続）の希望を受付けます。詳細はメールなどによりお知らせします。なお、「学生寄宿舍規程」第6条第2項により低学年次生に入居の優先順位があるため、高学年次生や留年した学生は、継続して入居できなくなる場合があります。〔Q25（P35）参照〕

4 経済援助

（1）授業料等免除

授業料と寄宿料には免除制度がありますので、希望者は視覚障害系支援課学生係で申請書を受けとり、指定された期日までに必要書類を添えて申請してください。免除の対象となる者や、申請の仕方などの詳細については「授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予等規程」を参照してください。

（2）各種奨学金

日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体などの奨学金制度があります。その都度、募集内容を掲示版等に掲載しますので、希望する学生は、視覚障害系支援課の学生係に問い合わせてください。〔Q12, 13（P32）参照〕

5 健康管理等

（1）保健管理センター（P39, 40, 45配置図参照）

学生生活の基本は心身の健康です。学生の心身の健康を保持するために、保健管理センターが設置されています。

保健管理センターは、それぞれの視覚障害からくる問題を上手にコントロールして、身体的にも心理的にも安定し充実した毎日が送れるように支援します。定期健康診断の他、応急処置や各種医療機関の紹介、学習や生活面でのいろいろな問題についてカウンセリングを行っています。〔Q16, 17（P33）参照〕

(2) 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

学生生活では、学生個人が注意しても、不慮の事故・災害等は避けられない場合があります。そのようなときの用意として、本学では入学時に全員に「学生教育研究災害傷害保険」等へ加入していただいています。詳細は、パンフレットを見てください。担当事務は視覚障害系支援課の学生係です。〔Q14, 15 (P33) 参照〕

6 課外活動

(1) 学生団体

この組織は、スポーツや趣味など同好の学生が集まり、クラブや同好会を作って活動するときに設けられるものです。「学生規程」に従って設立願を提出し、認可を受ける必要があります。

なお、本学の学生団体は、別表1「学生団体一覧」(P37参照)のとおりです。

(2) 課外施設・用具などの利用

課外施設を使用する場合、「課外活動のための施設使用心得」などを守るとともに課外施設使用願を学生係に提出してください。

なお、試合など学外で活動する場合は学生団体学外行事届が必要です。提出を怠ると、ケガをした場合等に保険が適用されないことがあります。

また、課外活動用として、別表2「課外活動用具等一覧」(P37参照)の用具などを貸し出しています。利用希望者は、視覚障害系支援課の学生係に申し出てください。〔Q19, 20 (P34) 参照〕

7 就職支援

本学は、障害者の社会的自立を目的とする大学であり、そのためには、職業自立が重要となります。そこで全学的な立場から就職委員会、また、視覚障害系就職委員会を設け、就職に関する企画立案や就職情報の提供な

どを行っています。

障害者高等教育研究支援センター（障害者支援研究部）においても、就職に関する支援・指導・職域開拓を行っています。

その他、就職活動の一環として、就職指導講演会やガイダンスの実施、企業・病院などへのPR活動も行っていきます。

なお、授業においても、キャリア教育関連の講義を開講し、就労に関する基本的な知識などの習得が可能となるよう配慮しています。

＜キャリア情報コーナー（P 39, 45 配置図参照）＞

キャリア情報コーナーは図書館2階の障害者高等教育研究支援センターの会議室前にあります。就職関係の求人情報及び各種セミナー等の情報や関係雑誌などの資料を揃えてありますので、いつでも利用してください。利用方法がわからない場合は、視覚障害系支援課の学生係に相談してください。〔Q18（P33）参照〕

8 福利厚生施設等

（1）大学会館（P 39 配置図参照）

本学では、学生及び教職員の教養を深め、相互の人間交流の場として機能するとともに、課外活動・福利厚生のために大学会館を設けています。大学会館の1階には課外活動室、食堂などがあり、課外活動室は主に音楽系サークルの練習室として利用されています。そして、2階には講堂などがあり、各種の行事や講演会などの会場として利用されています。

（2）視覚障害系図書館（P 39, 45 配置図参照）

図書館は、一般的な活字資料のほか、点字資料・録音図書・拡大文字図書・電子書籍などさまざまな資料を所蔵しており、これらは参考図書や雑誌などの一部の資料を除いて、5点を2週間借りることができます。

蔵書は、図書館WEBページにある検索ボックスにパソコンのスク

リークリーダーや画面拡大ソフトを使って、書名の一部や著者名などを入力して簡単に探すことができます。

館内には、共同学習室・対面朗読室・録音室・ゼミコーナー・コイン式複写機等が設置され、学習環境が整備されています。(対面朗読を行うボランティアの紹介も受け付けています。)

開館時間は原則として次のとおりです。詳細は図書館WEBページに掲載の「開館カレンダー」と「お知らせ」を参照してください。

平日 8:50～20:30

土曜日 9:00～16:30

但し、長期休業期間中は、

平日 9:00～17:00, 土曜日は閉館

〔Q2～8 (P29～31) 参照〕

9 その他

(1) 障害者高等教育研究支援センター (P39, 45 配置図参照)

障害者高等教育研究支援センターは、視覚・聴覚障害者の高等教育を支援するために設けられた全国で唯一の組織です。障害者基礎教育研究部と障害者支援研究部からなり、障害者のための教養教育等の実践と研究を行うとともに、障害補償システムの研究・開発および障害者の能力開発に関する研究を進めています。また、技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻の教育を担っています。さらに、視覚・聴覚に障害のある学生が学ぶ全国の大学等への支援も行っています。

本学の視覚障害学生に対しては次のような教育・支援活動を行っています。

1) 障害者基礎教育研究部

- ① 視覚障害の特性に配慮した教養教育のカリキュラムや教育方法の開発研究と教育の実践を行っています。
- ② 視覚障害学生のための情報保障および学習支援とともに、以下の

ような特色ある科目を用意しています。

- ・ 音声情報によって文字情報の補助的理解を促す英語授業
- ・ 点字や情報保障技術を学ぶ演習
- ・ アクセシビリティに配慮した情報リテラシー教育
- ・ 安全にスポーツが楽しめるスポーツ施設・設備の提供とそれらを利用した健康・スポーツ授業

③ 教職課程

- ・ 高等学校等の教員になるために必要な教員免許状を取得するための教職課程のカリキュラム開発と教育実践を行っています。

2) 障害者支援研究部

① 情報保障機器による支援

- ・ 支援機器室では、最新のLED付きルーペ、拡大読書器、デジプレーヤーなど各種情報保障機器を揃え、試用することができます。〔Q9～11（P31～32）参照〕

② 学習資料の作成

- ・ 視覚に障害のある学生が個々の障害の程度や特性に応じて学習しやすいよう点字・拡大・音訳版の教科書や資料を作成しています。図表は触って学べる触図に変換します。また、電子データ化など、学習資料のメディア変換に関する学生個人からの希望に、可能な範囲で対応しています。

③ 国家資格取得支援

- ・ 主に本学の情報システム学科と連携し、就職・就業の際に役立つITに関する資格取得の支援を行っています。

④ コミュニケーション指導

- ・ 希望する学生に点字技能や情報機器操作の指導を行っています。
- ・ 希望する新入生に対し、校内や大学周辺へのファミリーゼーション（環境馴致〈じゅんち〉）の支援や歩行訓練を行っています。

ます。

⑤ 就職に関する支援・指導

- ・ 学生に対して就職試験や面接，職場実習，職場適応に関する指導や支援を行っています。

⑥ 支援技術開発

・ 理数系点訳システム

OCR (Optical Character Recognition ; 光学的文字認識) が普及し，点訳作業の効率が上がりました。しかし，数式の入った理数系文書の点訳はOCRの恩恵をあまり受けられませんでした。当センターでは国内外の研究機関と協力し，数式も認識できるシステムを開発しています。

・ 理数系電子書籍作成システム

点訳だけでなく、DAISY (Digital Accessible Information System ; アクセシブルな情報システム) やEPUB (Electronic Publication ; 電子書籍のファイルフォーマット) などの電子書籍作成システムの開発も行っています。数式が入っていても，容易に電子書籍を作成することができ，小・中学校の電子教科書作成にも利用されています。

・ 点字プリンタ等開発

当センターで開発し，製品化した点字プリンタは偏心圧力方式を採用し，世界一の静音性を誇っています。時間・場所を選ばない，点字の印刷を可能とし，その技術を継承する商品が市販されています。

・ 墨訳ソフトウェア開発

平易な日本語点字，英語2級点字を墨訳するソフトウェアは存在しますが，数式を墨訳するソフトウェアが存在しないため，点字規則を知らない人でも使える墨訳ソフトウェアを開発しました。

(2) 附属東西医学統合医療センター（P 39, 46, 47 配置図参照）

本学には、保健科学部附属東西医学統合医療センターが設置され、次のとおり診療を行っておりますので、病気などの場合に利用できます。利用の際は、必ずマイナンバーカードまたは資格確認証を忘れないようにしてください。

〔東西医学統合医療センターの受付時間及び診療科〕

【受付時間】（※リハビリテーション診療も含む）

午前 9：00～11：30（※リハビリテーション診療も含む）

午後 13：00～15：30

【外来担当】

- ・月曜日 午前 循環器内科
午後 脳神経外科
- ・火曜日 午前 脳神経内科
午後（第1・3・5週）脳神経内科
（第2・4週）休診
- ・水曜日 午前（第1・3・5週）休診
（第2・4週）消化器内科・緩和ケア内科
午後 当番制（※事前にご確認ください。）
- ・木曜日 午前 脳神経外科
午後 循環器内科
- ・金曜日 午前 脳神経内科
午後（第1・3・5週）脳神経外科
（第2・4週）内科・循環器内科
- ・不定期（月1～2回） 整形外科

※初診患者の受付終了時間は、午前11：00・午後3：00となります。

※原則として予約が必要となります。発熱の場合も、来院前に一度ご連絡ください（連絡先029-858-9590）。

10 キャンパスライフQ&A

Q1 障害者福祉サービス・地域生活支援事業によるサービスなどを利用するには？

A このサービスには、単独での外出が困難な視覚障害者が外出するとき、移動の付添いを行うヘルパーを利用するものなどがあります。サービスなどを利用したい場合には、つくば市障害福祉課（電話029-883-1111）にご相談ください。

Q2 図書館の開館日、開館時間は？

A 学期中の平日は8時50分から20時30分まで、土曜日は9時から16時30分まで開館しています。長期休業期間中は平日9時から17時までの開館です。日曜・祝日、長期休業期間中の土曜日、夏季一斉休業日と年末年始（12月27日～1月5日）は閉館しますので、図書の閲覧及び貸出はできません。開館状況の詳細は図書館WEBページをご確認ください。但し、共同学習室・閲覧席・ゼミコーナーは21時まで使用できます。

Q3 聴覚障害系図書館は利用することができるの？

A 直接出向いて利用することができます。また、視覚障害系図書館に図書を取り寄せて借りることもできます。貸出を受ける場合はどちらの館でも学生証が必要です。

Q4 筑波大学附属図書館を利用するには？

A 直接訪問して受付カウンターで閲覧申請書を提出すれば、館内資料の閲覧、著作権法にふれない範囲の複写はどなたでもできます。図書を借り受けるには、「学外者貸出利用証」が必要です。利用証の発行は有料で、申し込みはWeb入力のみです。まずは視覚障害系図書館カウンターにご相談ください。

Q 5 他機関の図書館や点字図書館などの資料を借りることはできるの？

A 本学の図書館に所蔵していない図書については、貸借の申し込みを行うことができます。墨字図書の借り出しは郵送料がかかります。図書館カウンターにご相談ください。

Q 6 図書館の墨字図書を録音図書や点字図書にしてくれるの？

A 朗読後援会や点訳後援会の方に依頼することができます。作成されたこれらの図書は図書館の蔵書となり、皆さんに利用していただくこととなります。図書館カウンターにご相談ください。

Q 7 対面朗読サービスはどんな制度なの？ 利用するにはどうすればいいの？

A 学生が個人的に朗読して欲しい図書や論文がある場合は、図書係から朗読ボランティアに連絡を取り、図書館の対面朗読室内で対面朗読を行います。主に障害者高等教育研究支援センターにおいて、技術を習得された方々にご協力いただいています。

事前の申し込みが必要で、詳細は以下のとおりです。

- 1 受付窓口：図書係
- 2 利用可能時間：月曜～金曜 9時～12時, 13時～16時
- 3 場所：図書館の対面朗読室
- 4 利用上の留意事項
 - (1) 1回の単位時間は90分以内です。ボランティアの方の同意を得て一人のユーザーで続けて2単位を利用することも可能です。申し込みは、希望する実施日の約1週間前までに行ってください。
 - (2) ボランティアは、医学や情報科学の専門家ではないので、読み取り困難な用語に遭遇することも予想されます。その場

で解決できないことがあっても、ボランティアの方に責任のないことをご理解ください。

(3) ボランティアの方をお願いするにあたり、約束の時間に遅れたり、失礼な言動がないように注意し、より良いコミュニケーションを心がけてください。

Q 8 録音再生機を貸し出してもらえますが？

A 図書館では、録音図書（DAISY資料）を聞くためのプレクストークを貸し出しています。貸出期間は2週間です。図書館カウンターにお申し込みください。

障害者高等教育研究支援センターでもプレクストーク各種を貸し出しています。貸出期間は機種により2週間から1年間です。詳しくは、障害者高等教育研究支援センターまで連絡してください。

Q 9 点字タイプライターを借りたいけど、どこに連絡すればいいの？

A 障害者高等教育研究支援センターで、貸し出し用点字タイプライター（パーキンス・ブレイラー）の貸出しを行っています。詳しくは、障害者高等教育研究支援センターまで連絡してください。

Q 10 臨床実習病院で拡大読書器を使用したいけど、どこに連絡すればいいの？

A 障害者高等教育研究支援センターで、学外持出しの手続きを行っています。学外に持ち出す場合、運搬中に機器を破損しないよう注意してください。詳しくは、障害者高等教育研究支援センターまで連絡してください。

Q 1 1 視覚障害関連の支援機器を、見たり試したりできないの？

A 障害者高等教育研究支援センターの支援機器室に、拡大読書器、LED付きルーペ、懐中電灯、スクリーンリーダー、点字ディスプレイなどを揃えています。見学や貸し出しも行っています。詳しくは、障害者高等教育研究支援センターまで連絡してください。

Q 1 2 授業料免除制度はどんな制度なの？

A 授業料免除は、授業料の全額、半額又は一部を免除する制度です。免除の要件は、家計の経済状況および成績等で判定します。前期（4月）・後期（10月）と2回の申請時期があるので学内掲示やメールを確認してください。

また、成績優秀者、社会人、私費外国人留学生の授業料を免除する制度もあります。

Q 1 3 奨学金制度とは？

A 本学で扱っている奨学金には、「高等教育の修学支援新制度」、日本学生支援機構貸与奨学金、民間奨学団体等の奨学金等があります。

奨学金には、返還義務のある「貸与」のものと返還義務のない「給付」のものがあり、応募資格・支援内容は様々ですので、ご自分に合ったものを探してみてください。

奨学金の募集時期は、例年3～5月（特に4月下旬まで）に集中します。詳細は掲示板等に掲載しますので、各自で確認してください。

Q 1 4 学生教育研究災害傷害保険とは？

A 入学時に全員が加入しています。通学途中，授業中および課外活動中にけがをした場合，病院に入院・通院した日数によって，保険金が支払われます。詳しくは，パンフレットを見るか，学生係に問い合わせてください。

Q 1 5 相手にけがをさせたときの補償は？

A 正課，学校行事中およびその往復途中で，他人にけがをさせた場合，学研災付帯賠償責任保険の補償対象となります。それ以外の場合は，対象範囲に含まれず補償されませんので，各自が個人的に対人補償のある保険に加入することが必要になります。

Q 1 6 病気・けがなどをしたときには？

A 平日の9時から16時30分までは保健管理センターへ，それ以外の時間帯で寄宿舍生の場合には，寄宿舍共用棟事務室へ連絡してください。

Q 1 7 就職や実習などに伴う健康診断証明書をもらうには？

A 健康診断証明書は，少なくとも1週間前までに保健管理センターに申し込んでください。急に必要となっても，すぐには発行できません。就職活動をする際，企業などの必要書類を予め調べておくことが大切です。証明書の内容によっては，保健管理センターでは対応出来ない事もあります。早めに相談してください。

Q 1 8 就職内定があったときは？

A 内定通知書等とあわせて，進路（内定）届を学生係に提出してください。手続上，職業安定所・就職先などに連絡することがあります。

Q 1 9 課外施設はどのようなものがありますか？

A 以下のとおり課外施設があります。

また、体育館では、ランニングマシンやトレーニングルームの筋力トレーニングマシンなども利用できます。

《体育施設》	《集会等施設》
多目的グラウンド	講堂（大学会館）
体育館	ミーティングルーム（大学会館）
プール	課外活動室（大学会館）

Q 2 0 課外施設（体育施設を含む）を利用したいときは？

A 利用する場合は、利用日の3日前（休日は期間に算入しない。）までに使用願に記入し、顧問教員等に署名をもらったうえで、学生係に申し込んでください。なお、施設を利用できる時間帯は、平日は17時から21時まで、土曜・日曜・祝日は9時から21時となっています。

Q 2 1 学生寄宿舍で新聞を購読できるの？

A 新聞の購読はできます。学生個人で契約してください。

Q 2 2 自転車を購入したらどうするの？

A 自転車は決められた自転車置場に駐輪してください。学生係で自転車登録を行い、受け取ったシールを自転車の車体の見やすいところに貼ってください。

Q 2 3 自動車やバイク・スクーター等で通学できますか？

A 学生は、自動車（自動二輪車・原動機付自転車を含む）の大学構内への持ち込みはできません。ただし、やむを得ない理由がある場合は、許可されることもありますので、学生係に相談してください。

Q 2 4 学生寄宿舍の鍵を紛失してしまったら？

A 鍵を紛失したときは、すぐに学生係に申し出てください。

なお、鍵は非常に高価なもの（ユニット入り口と各居室との共通仕様）であり、紛失者にはその弁償をしていただきますので、十分注意して管理してください。

Q 2 5 留年しても学生寄宿舍に入居していただけるの？

A 学生寄宿舍は、低学年次優先で入居できるようになっています。空き部屋がある場合は、留年していても入居できますが、空き部屋がない場合は、優先順位により入居できないことがあります。

Q 2 6 学生証を紛失してしまったら？

A 探しても見つからないときは、学生係に申し出て再発行の手続きをしてください。再発行するまでに時間を要します。また、比較的高価な I C カードですので、日頃から学生証の携帯時や保管には、十分気をつけてください。

Q 2 7 学内で財布を落したときは？

A 学生係に申し出てください。学生係に届けられた場合はお知らせします。

Q 2 8 学内で落とし物を拾ったらどうするの？

A 学生係に届けてください。落とし主から申し出があれば学生係から返却します。

Q 2 9 郵便物等の受け取りは？

A 郵便（点字）物・連絡事項などは、共用棟にある個人のメールボックスに入れられます。

書留郵便物等は学生係（西事務室）で一時預かりします。

また、宅配便等は、宅配業者が直接配達します。不在時の一時預かり等はありませんので、配達時間帯指定サービスなどを活用し、確実に受け取れるようにしてください。

Q 3 0 通学生用にロッカーはありますか？

A 寄宿舍の入居者以外の学生には、通学生用ロッカーを寄宿舍共用棟に用意していますので、希望する場合には、学生係に申し出てください。

1.1 [参考] 2025年度学生団体一覧及び課外活動用具等一覧
(春日キャンパス)

学生団体

別表1

団体の名称		顧問教員
体育系	フロアーバレーサークル	小林
	S F I D A (ロービジョンフットサルサークル)	松井
	ゴールボールサークル	鮎澤
	ブラインドサッカーサークル	福永
	水泳サークル	松尾
	S T Tサークル	嶋
文化系	あんまどぅーサークル	福島
	ラジオサークル	佐々木
	バンドサークル	中村
	From Our Voice ボランティアサークル	小林
	筑波技術大学スマートスピーカーアプリ開発チーム	鶴見
	視覚表現研究会	垣野内
	e-sportsサークル	松井
	Insight Seekers	松尾
	Game Sense	松尾
古典美術技法研究	小山	

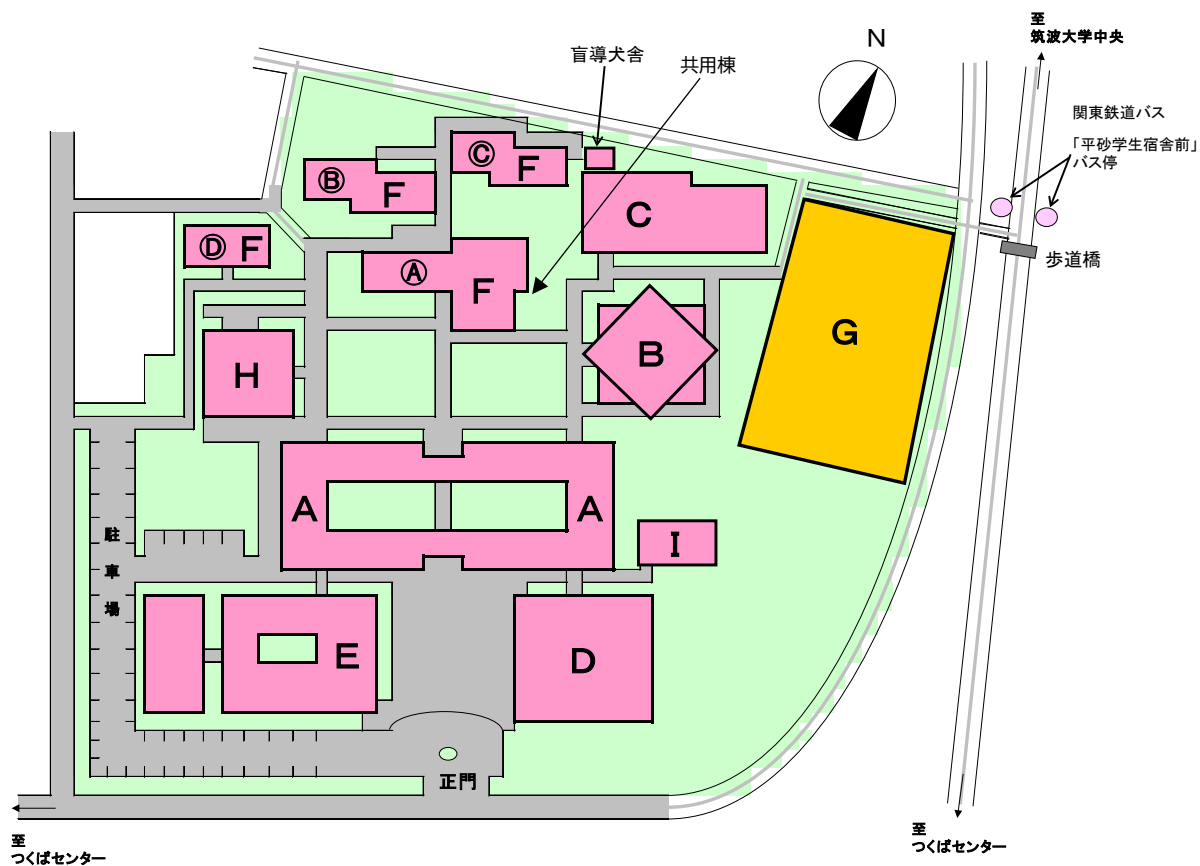
課外活動用具等

別表2

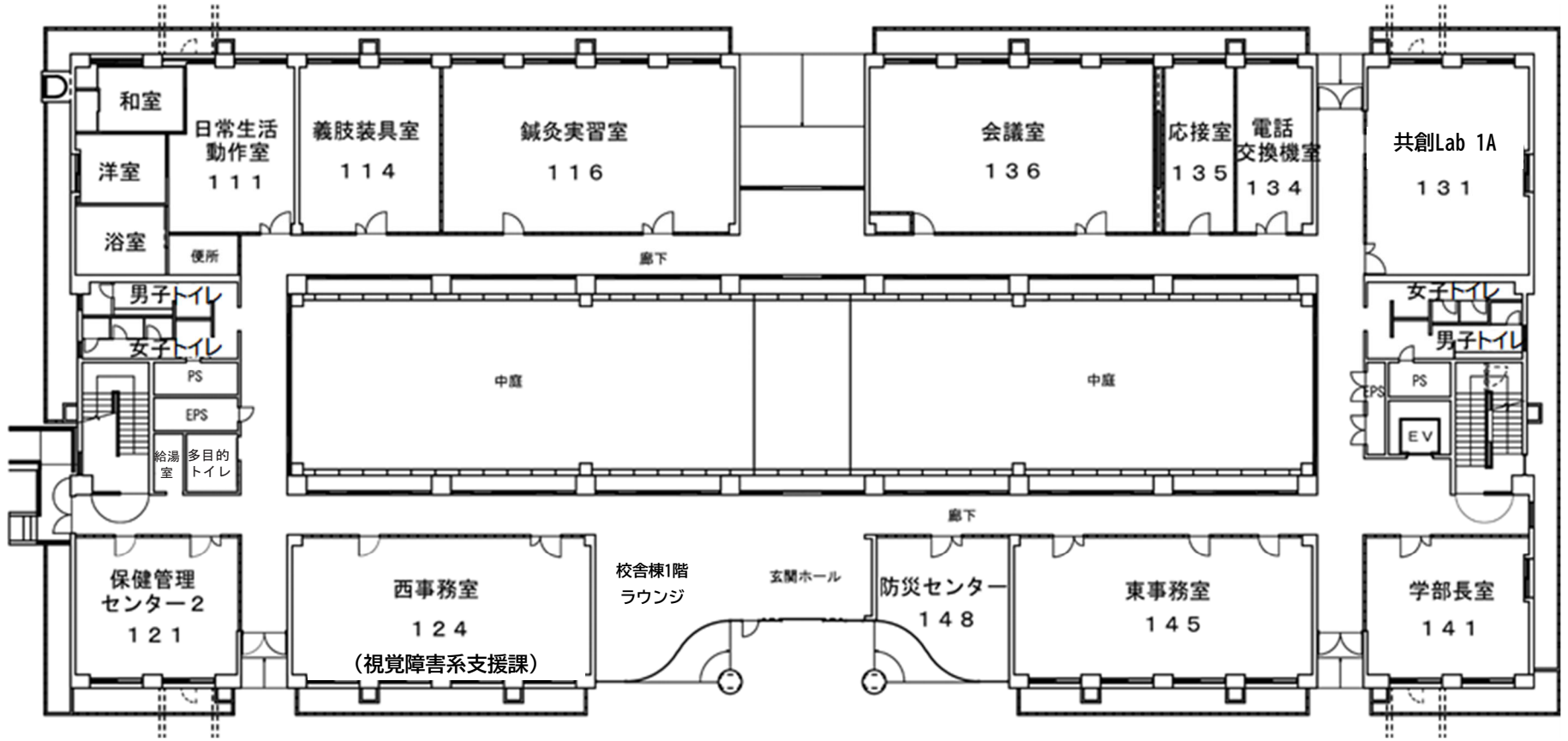
物品名		
バドミントン用具	トレーニング器具類	ハロゲンライト
サッカーボール	音響システム装置	ドラムコード
バスケットボール	ピアノ	パーソナルCDシステム
ソフトボール用具	キーボード	(i P o d 対応)
綱引きロープ	ドラム	クーラーボックス
盲人卓球用具	エレクトーン	
盲人野球用具	行事用テント	

Ⅲ 施設・環境

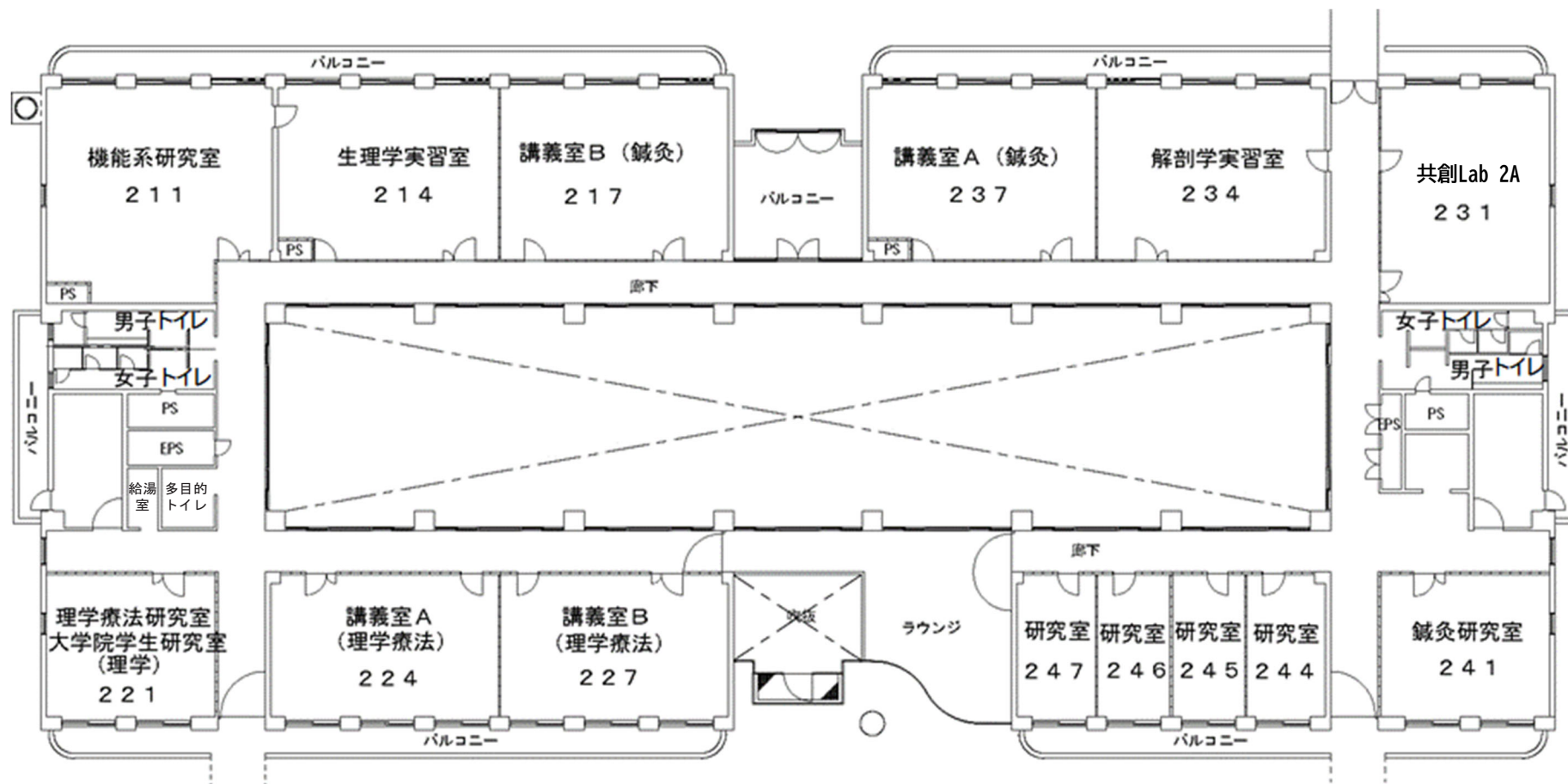
1 春日キャンパスの施設



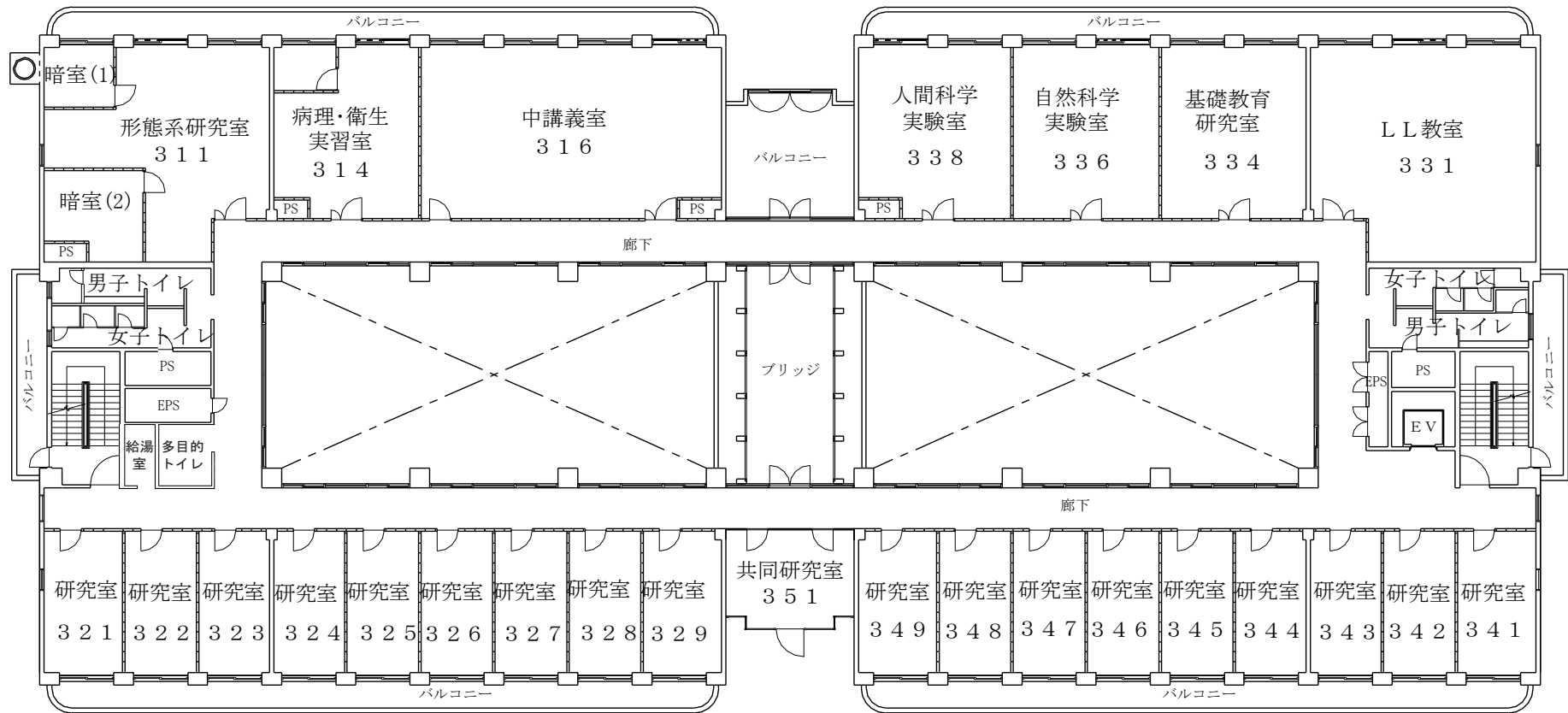
- A 校舎棟
- B 大学会館・食堂
- C 体育館・プール
- D 保健管理センター・図書館・障害者高等教育研究支援センター
- E 東西医学統合医療センター
- F 学生寄宿舍共用棟・居住棟 (A~D棟)
- G 多目的グラウンド
- H エネルギーセンター
- I 手技鍼灸実習棟

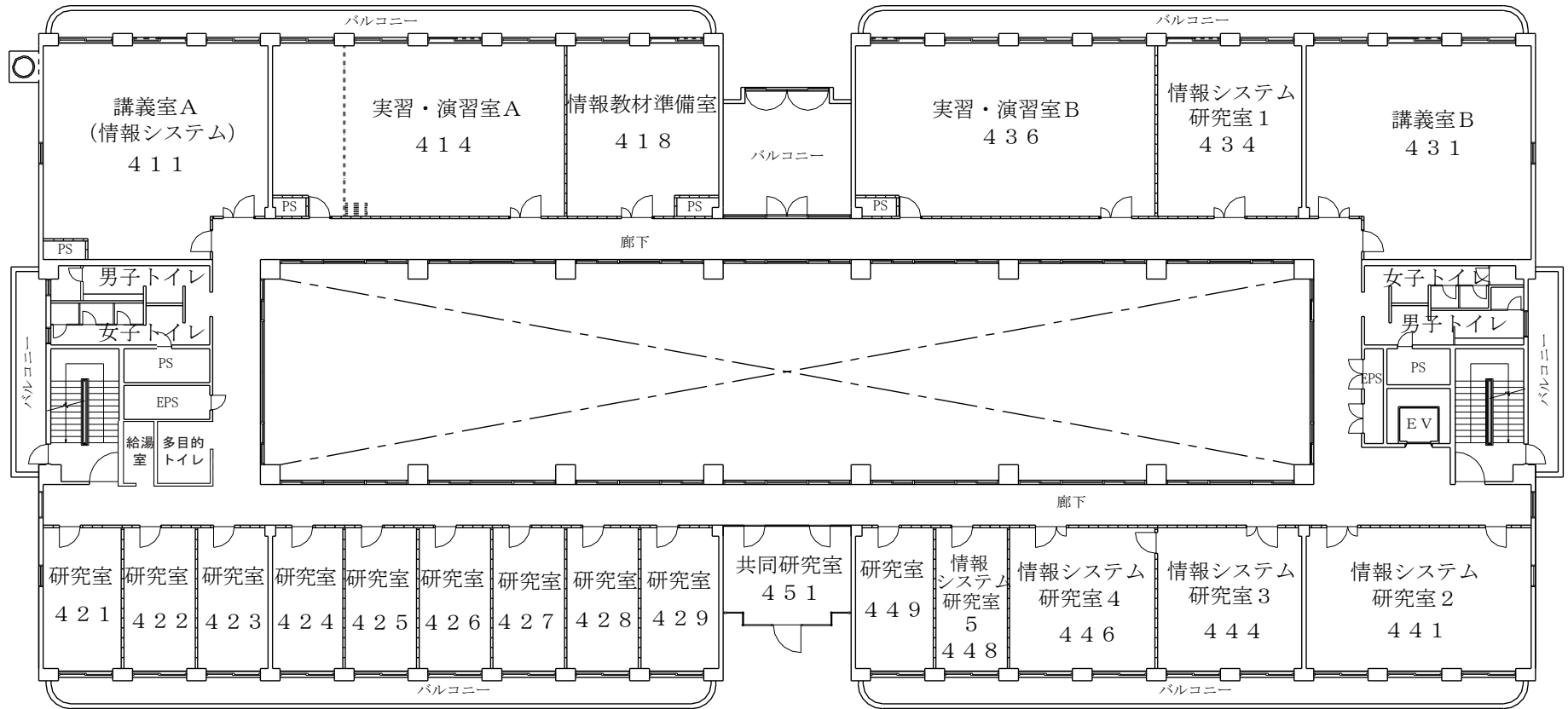


校舎棟 1階

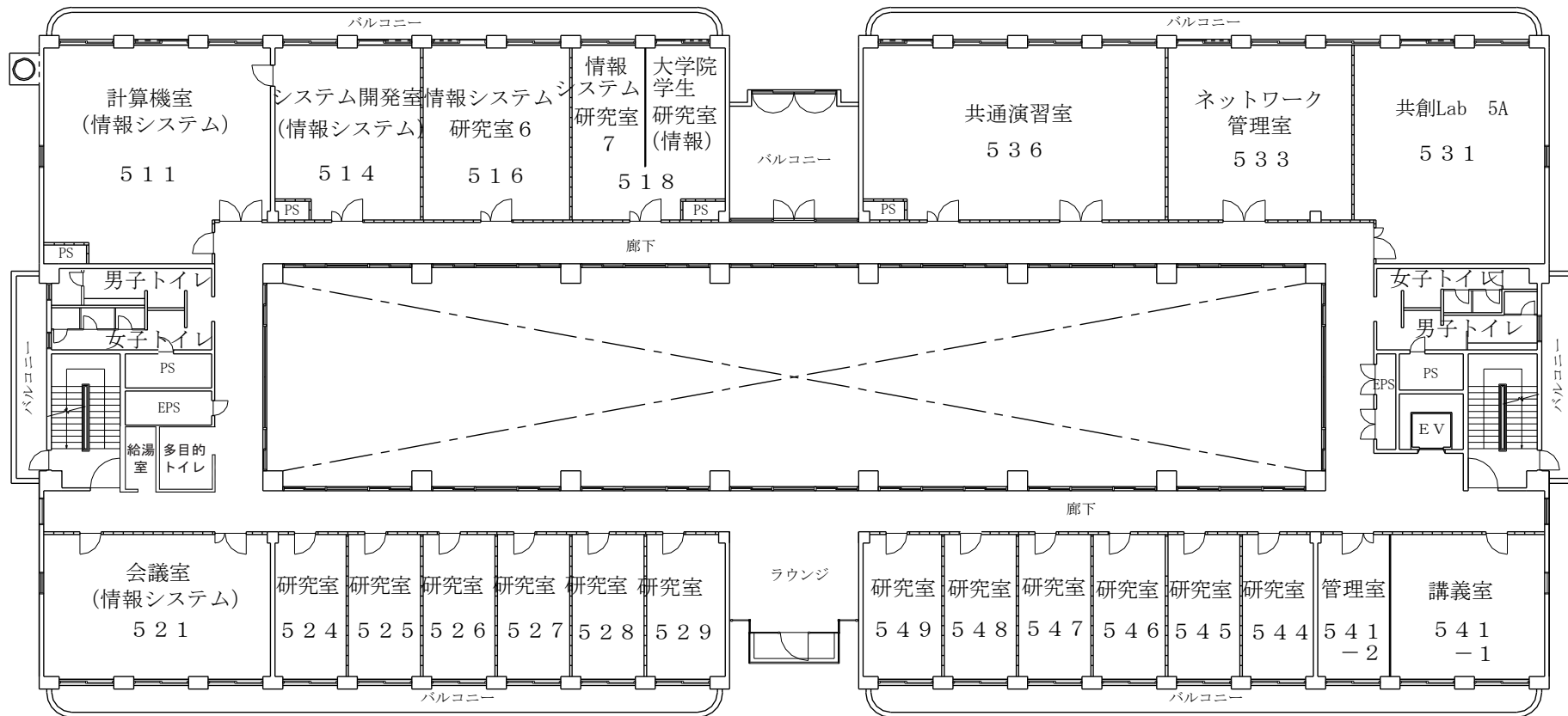


校舎棟 2階



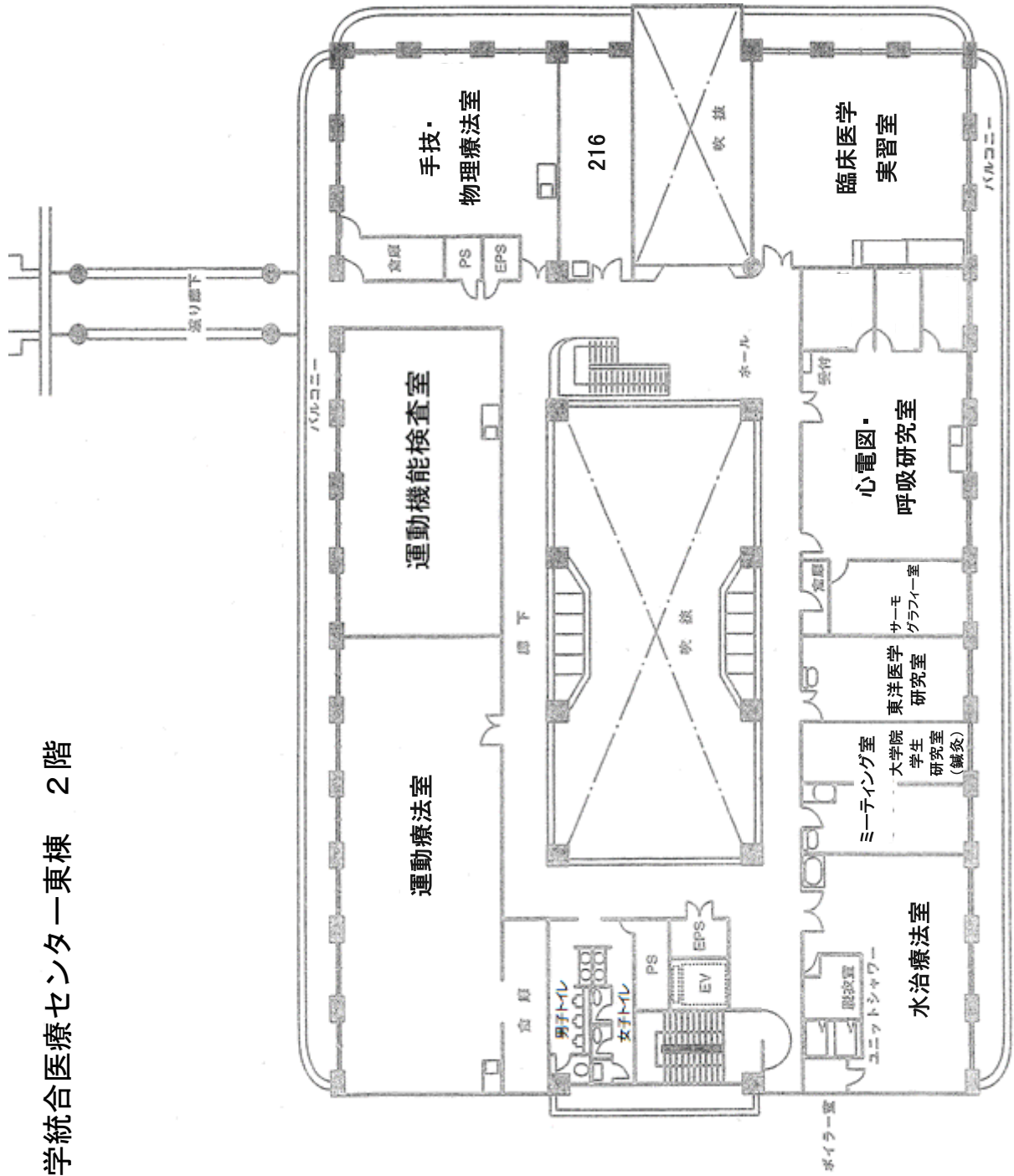


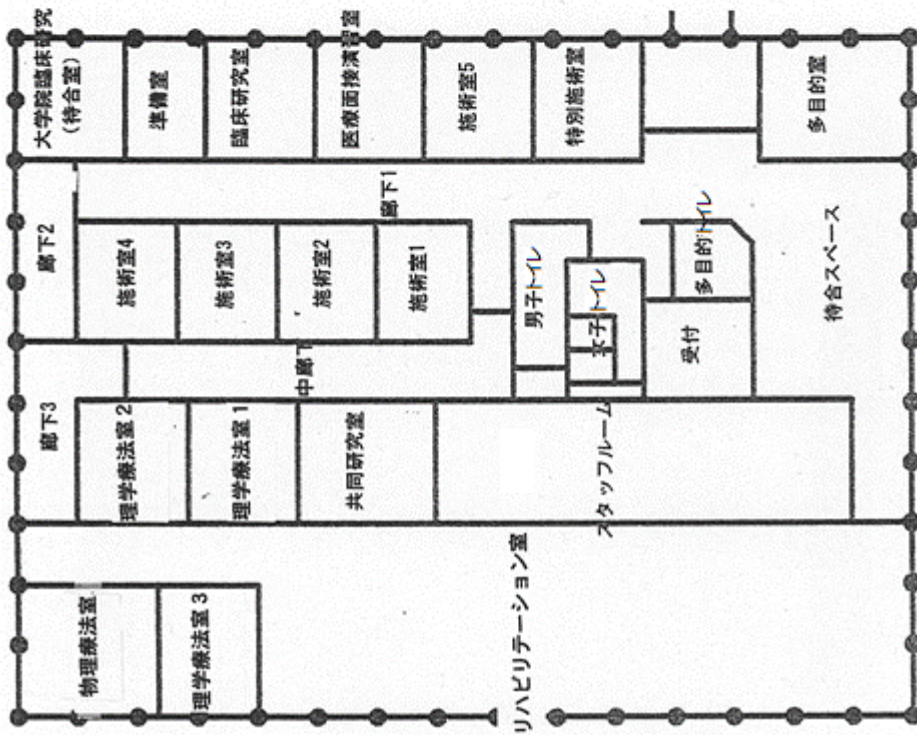
校舎棟 4階



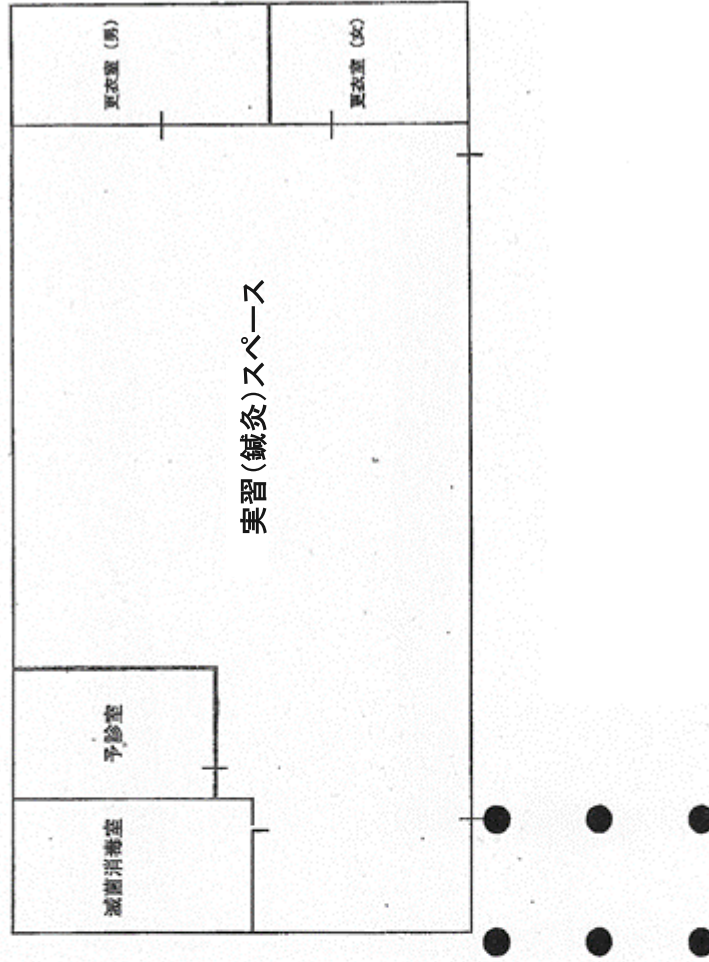
校舎棟 5階

附属東西医学統合医療センター東棟 2階



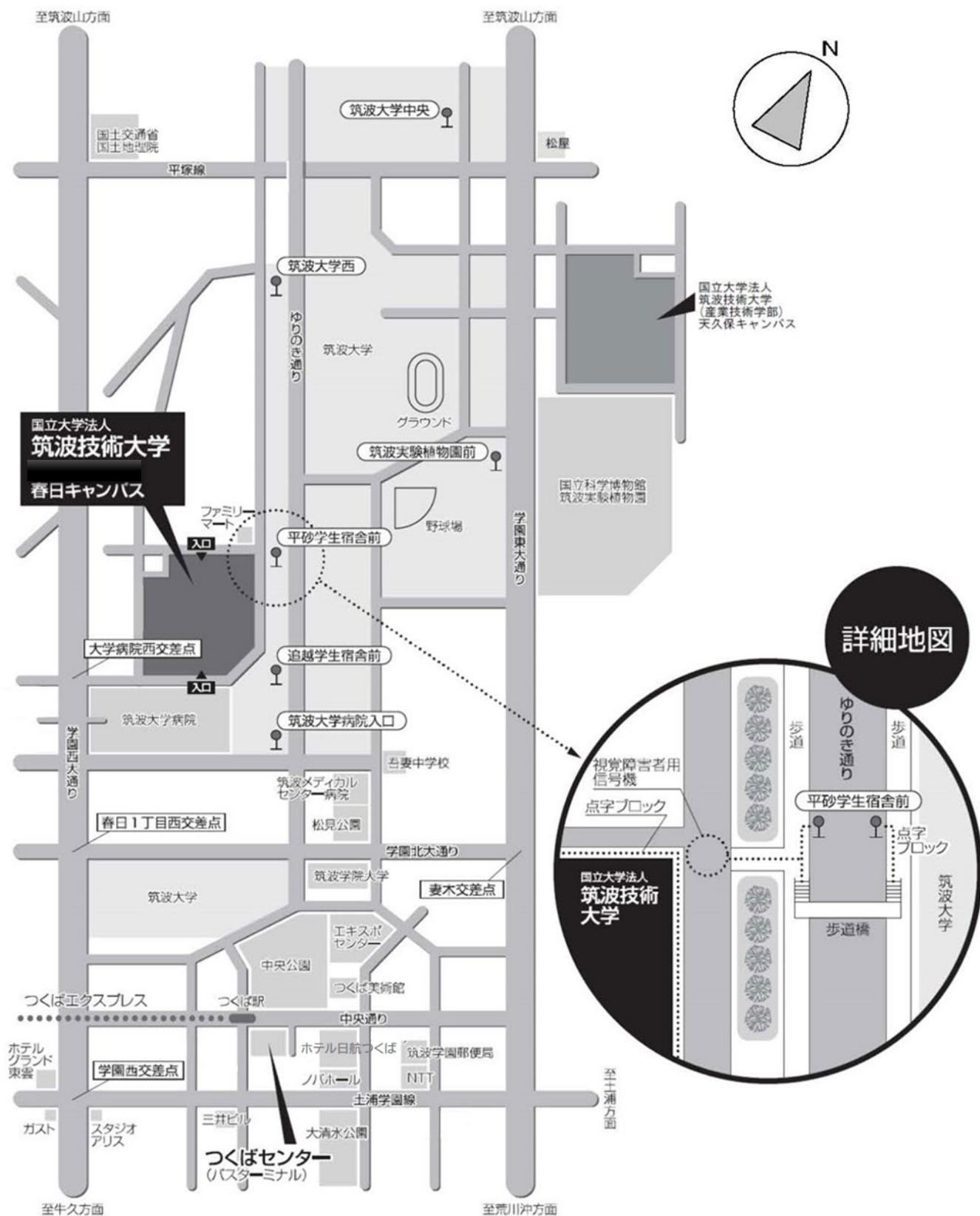


附属東西医学統合医療センター西棟 1階



手技鍼灸実習棟 1階

3 キャンパスの周辺環境



つくば駅から春日キャンパスまで

①関東鉄道バス

つくば駅隣接<A3出口>の「つくばセンター（6番のりば）」から「筑波大学循環（右回り）」に乗車、「平砂学生宿舎前」で下車、徒歩3分（所要時間約10分）

②タクシー

行き先を「筑波技術大学の春日（かすが）キャンパス」と告げてください。（約5分）

JR常磐線を利用する場合

●関東鉄道バス（つくばセンター乗換あり）

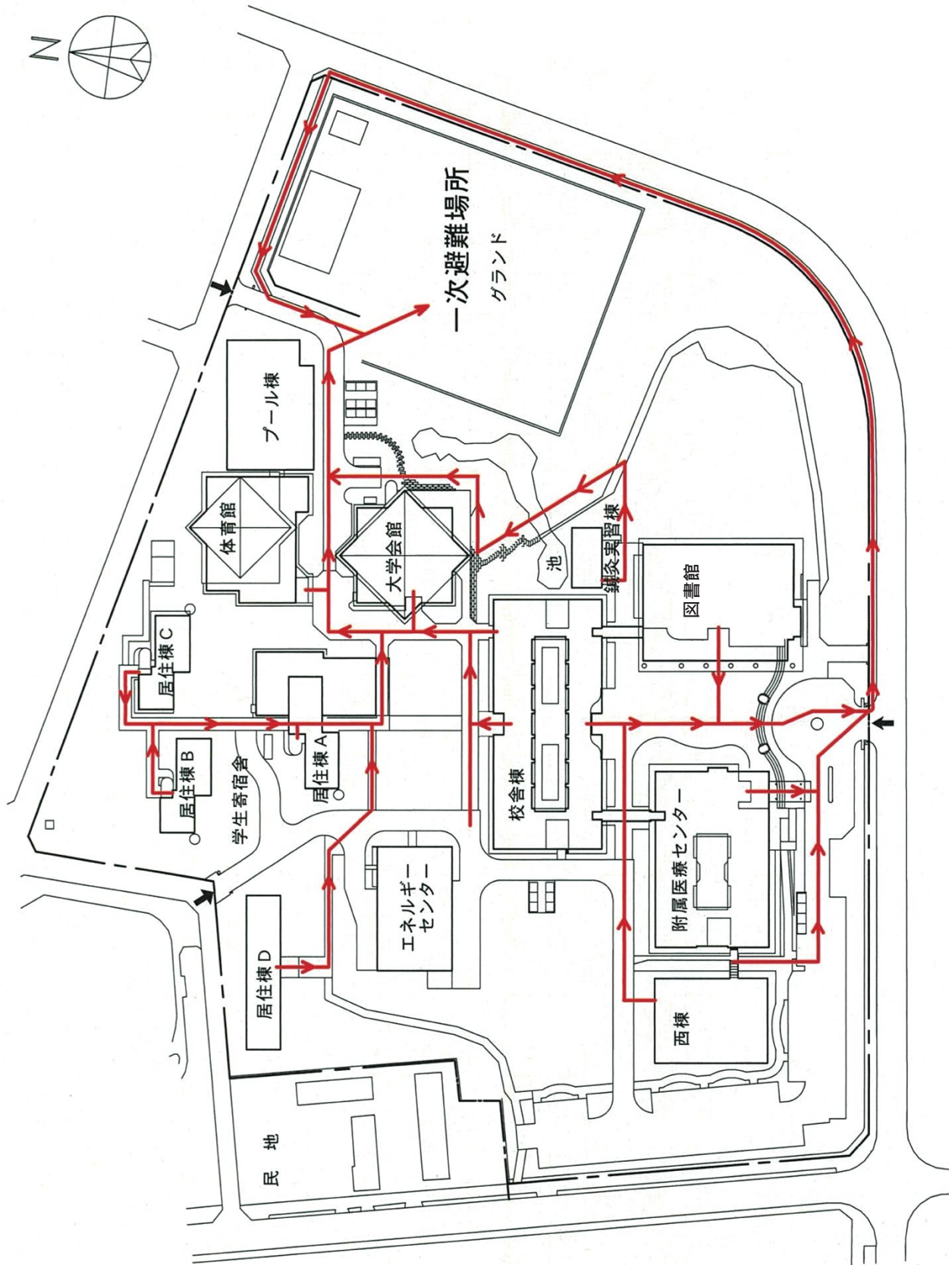
土浦駅、ひたち野うしく駅又は荒川沖駅で下車（上野駅から60～70分）し、土浦駅（西口3番のりば）、ひたち野うしく駅（東口1番のりば）又は荒川沖駅（西口4番のりば）から関東鉄道バス「つくばセンター」行きに乗車、「つくばセンター」で降車後、6番のりばから関東鉄道バス「筑波大学循環（右回り）」行きに乗車、「平砂学生宿舎前」で下車、徒歩3分（所要時間約40分、ただし乗換時間を除く）

自家用車等（常磐自動車道を利用した場合）

常磐自動車道「桜土浦IC」で下り、国道354号を西へ進み、約4km先「稻荷前」交差点を右折、学園西大通り（がくえんにしおどおり）を北上、約6km先にある交差点「大学病院西」を右折、約200m先、左手になります。（筑波大学附属病院の北側に位置しています。）

IV 春日キャンパス避難経路

IV 春日キャンパス避難経路



V 規則集

規則集

学生生活に関係する規則等一覧は下記のとおりです。実際の規則等は大学のホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

学則

- [学則](#)

教務関係（学部）

- [履修規程](#)
- [特設科目の開設に関する細則](#)
- [保健科学部履修細則](#)
- [共生社会創成学部履修細則](#)
- [G P A 制度取扱要項](#)
- [学部学生その他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程](#)
- [放送大学と国立大学法人筑波技術大学との単位互換による 授業科目の履修に関する取扱要項](#)
- [放送大学の単位互換科目に係る学習支援取扱要項](#)
- [再入学規程](#)
- [転籍取扱要項](#)

教務関係（学部，大学院共通）

- [試験実施要項](#)
- [学位規程](#)
- [研究生規程](#)
- [科目等履修生規程](#)
- [学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び公欠に関する要項](#)
- [出席停止（学校保健安全法に基づく）要項](#)

教務関係（大学院）

- [大学院履修規程](#)
- [保健科学専攻履修細則](#)
- [大学院長期履修学生に関する規程](#)
- [大学院学生の他の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程](#)
- [大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程](#)
- [大学院研究指導に関する規程](#)
- [大学院転入学規程](#)
- [大学院再入学に関する規程](#)

学生生活関係（学部）

- [保健科学部学生の表彰に関する申合せ](#)
- [保健科学部クラスに関する要項](#)
- [共生社会創成学部クラスに関する要項](#)

学生生活関係（学部，大学院共通）

- [学生規程](#)
- [学生の表彰に関する規程](#)
- [学生の表彰に関する申合せ](#)
- [授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予等規程](#)
- [入学料・授業料免除等の申請及び選考等に関する細則](#)
- [学生の懲戒に関する規程](#)
- [学生の懲戒に関する細則](#)
- [遺失物取扱規程](#)
- [大学会館規程](#)
- [学生会に関する要項](#)
- [学生寄宿舍規程](#)
- [学生寄宿舍（春日キャンパス）の入居要項](#)

- [春日キャンパス学生寄宿舍における外部訪問者の立ち入りに関する要項](#)
- [学生の旧姓及び通称使用規程](#)
- [課外活動のための施設使用心得](#)
- [課外活動のための体育施設使用上の注意](#)
- [プール（春日キャンパス）の正課外における使用について](#)
- [人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が認識すべき事項について（通知）](#)